

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成27年3月23日(月) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 21名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 5番 諸橋太一郎君
- 6番 宮崎智君
- 7番 杉森弘之君
- 8番 須藤京子君
- 9番 黒木のぶ子君
- 10番 村松昇平君
- 11番 田中道治君
- 12番 市川圭一君
- 13番 山越守君
- 14番 小松崎伸君
- 15番 遠藤憲子君
- 16番 鈴木かずみ君
- 17番 利根川英雄君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 石原幸雄君
- 22番 板倉宏君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市長	池邊勝幸君
副市長	野口憲君
教育長	染谷郁夫君
監査委員	植田典夫君
市長公室長	川上秀知君
総務部長	滝本昌司君
市民部長	坂野一夫君
保健福祉部長	清水治郎君
環境部長	八島敏君
経済部長	坂本光男君
建設部長	山岡康秀君
教育部長	吉田次男君
会計管理者 職務代理者	大和田伸一君
農業委員会 事務局長	結速武史君
市長公室次長兼 政策秘書課長	吉川修貴君
総務部次長	藤田聡君
市民部次長兼 市民活動課長	岡見清君
保健福祉部次長	高谷寿君
保健福祉部次長	藤田幸男君
環境部次長兼 環境政策課長	梶由紀夫君
経済部次長兼 農業政策課長	飯泉栄次君
建設部次長	加藤晴大君
建設部次長兼 道路維持課長	太田健二君
教育委員会次長	中澤勇仁君
教育委員会次長	川井聡君

全 参 事

1. 議会事務局出席者

事 務 局 長	滝 本 仁 君
書 記	中 根 敏 美 君
書 記	飯 田 晴 男 君

平成27年第1回牛久市議会定例会

議事日程第6号

平成27年3月23日(月)午前10時開議

- 日程第 1. 議案第 1号 牛久市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について
- 日程第 2. 議案第 2号 牛久市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について
- 日程第 3. 議案第 3号 牛久市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第 4号 牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5. 議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6. 議案第 6号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7. 議案第 7号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8. 議案第 8号 牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9. 議案第 9号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第10. 議案第10号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第11. 議案第11号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12. 議案第12号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13. 議案第13号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14. 議案第14号 牛久市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について

- 日程第15. 議案第15号 平成26年度牛久市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第16. 議案第16号 平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第17. 議案第17号 平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18. 議案第18号 平成26年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第19. 議案第19号 平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第20. 議案第20号 平成26年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21. 議案第21号 平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22. 議案第22号 平成27年度牛久市一般会計予算
- 日程第23. 議案第23号 平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第24. 議案第24号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25. 議案第25号 平成27年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 日程第26. 議案第26号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 日程第27. 議案第27号 平成27年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 日程第28. 議案第28号 平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第29. 議案第29号 牛久市道路線の認定について
- 日程第30. 議案第30号 牛久市道路線の路線変更について
- 日程第31. 議案第31号 牛久市道路線の廃止について
- 日程第32. 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第33. 議案第33号 工事請負契約の締結について
- 日程第34. 議案第34号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第35. 意見書案第1号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害についての原因究明と医療支援を求める意見書の提出について
- 日程第36. 請願第1号 ひたち野地域の中学校新設に関わる住民説明・意見交換会の開催を求める請願
- 日程第37. 請願第2号 「東日本入国管理センターにおける医療体制の充実化を求める意見書」の提出を求める請願
- 日程第38. 議員提出議案第3号 牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第 3 9. 議員提出議案第 4 号 牛久市議会議員政治倫理条例について

日程第 4 0. 議員提出議案第 5 号 牛久市長等政治倫理条例について

日程第 4 1. 選挙第 1 号 牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

日程第 4 2. 議会改革特別委員会報告

日程第 4 3. 「小坂城址用地購入」に関する調査の件

日程第 4 4. 閉会中の事務調査の件

午前10時00分開議

○議長（山越 守君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

議案第22号に対する修正案の2件、議案第26号に対する修正案の1件、議員提出議案第3号ないし議員提出議案第5号の3件、選挙第1号、牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙の1件が提出されました。

以上で諸般の報告を終わります。

ここで、3月5日、19番柳井哲也君ほか1名から提出された、子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害についての原因究明と医療支援を求める意見書の提出の件について、本日付をもって訂正したい旨の申し出がありました。議案の訂正の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書案第1号議案の訂正についてを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第1号議案の訂正の件については、お手元に配付してあるとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。

意見書案第1号議案の訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

次に、3月20日、15番遠藤憲子君ほか2名から提出された議案第26号、平成27年度牛久市介護保険事業特別会計予算に対する修正動議の提出の件について、本日付をもって訂正したい旨の申し出がありました。議案の訂正の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。

よって、修正案第3号議案の訂正についてを日程に追加し、追加日程第2とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

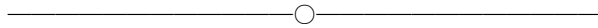
お諮りいたします。ただいま議題となっております修正案第3号議案の訂正の件については、お手元に配付してあるとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。

修正案第3号議案の訂正の件については、これを承認することに決定いたしました。

日程第1、議案第1号ないし日程第34、議案第34号の34件、日程第35、意見書案第1号の1件、日程第36、請願第1号及び日程第37、請願第2号の2件を一括議題といたします。



議案第 1号 牛久市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について

議案第 2号 牛久市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について

議案第 3号 牛久市行政手続条例の一部を改正する条例について

議案第 4号 牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第 5号 牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 6号 牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 7号 牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について

議案第 8号 牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について

議案第 9号 牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第10号 牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

議案第11号 牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第12号 牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第13号 牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第14号 牛久市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について

議案第15号 平成26年度牛久市一般会計補正予算（第6号）

- 議案第 16 号 平成 26 年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 17 号 平成 26 年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 18 号 平成 26 年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 19 号 平成 26 年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 20 号 平成 26 年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 21 号 平成 26 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 22 号 平成 27 年度牛久市一般会計予算
- 議案第 23 号 平成 27 年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 27 年度牛久市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 27 年度牛久市青果市場事業特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 27 年度牛久市介護保険事業特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 27 年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算
- 議案第 28 号 平成 27 年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議案第 29 号 牛久市道路線の認定について
- 議案第 30 号 牛久市道路線の路線変更について
- 議案第 31 号 牛久市道路線の廃止について
- 議案第 32 号 損害賠償の額を定めることについて
- 議案第 33 号 工事請負契約の締結について
- 議案第 34 号 損害賠償の額を定めることについて
- 意見書案第 1 号 子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害についての原因究明と医療支援
を求める意見書の提出について
- 請願第 1 号 ひたち野地域の中学校新設に関わる住民説明・意見交換会の開催を求める請
願
- 請願第 2 号 「東日本入国管理センターにおける医療体制の充実化を求める意見書」の提
出を求める請願

○議長（山越 守君） 本件に関しましては、各委員長から審査結果の報告を受けました。つきましては、各委員長から審査の経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、小松崎総務常任委員長。

平成 27 年 3 月 23 日

牛久市議会議長 山 越 守 殿

総務常任委員会

委員長 小松崎 伸

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第3号	牛久市行政手続条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第4号	牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第5号	牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	平成26年度牛久市一般会計補正予算（第6号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第32号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
議案第34号	損害賠償の額を定めることについて	原案可決
請願第2号	「東日本入国管理センターにおける医療体制の充実化を求める意見書」の提出を求める請願	採 択

〔総務常任委員長小松崎 伸君登壇〕

○総務常任委員長（小松崎 伸君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会委員長審査報告をいたします。

平成27年3月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告を申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月17日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第3号は、牛久市行政手続条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、行政手続法が平成26年6月13日に改正され、平成27年4月1日に施行されたことに伴い、同法において新たに行政指導の中止等の求め及び行政指導に対する是正のための処分等の求め等に関する規定が定められたことに伴い、牛久市行政手続条例においても同様の規定を定めるため改正するものであります。

また、牛久市税条例において、牛久市行政手続条例を引用する条項をあわせて附則の中で改正するものであります。

審査に当たり委員からは、条例等に基づく行政指導、申し立ての手續、担当部署について質疑がなされ、市執行部からは、法令・条例に定めてある指導・助言・勧告が対象となる、申し立ての方法は文書により申し立てをしていただき、担当部署は全体の窓口として総務課に窓口を設け、文書の受け付けは法令・条例の所管課が行い、調査に関しても所管課が行うとの答弁がありました。

議案第4号は、牛久市職員定数条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、引用条項を改めるものであります。

議案第5号は、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員会委員長の規定を削るもの、牛久市における外国語教育の充実と国際理解協力の推進を図るため、英語指導講師の月額報酬を定めるもの、並びに牛久市クリーンセンター所長及び国体準備室長の日額報酬を一般職非常勤職員の報酬との均衡を考慮し、管理監督者及び指導者として適切な報酬額として定めるものであります。

審査に当たり委員からは、クリーンセンター所長職設置の背景、国体準備室長の任期、英語指導講師の職務内容についての質疑がなされました。

市執行部からは、クリーンセンター所長は老朽化する施設の延命化に必要な職として新たに特別職として設けるもので、任期は1年間、国体準備室長の任期も1年間です。英語指導講師の職務内容は、直接英語指導講師を任用することにより、これまで行っていた小中学校への外国語の授業支援に加え、土曜カップ塾の支援、日本人教師に対しての英語の指導技術の研修、教材開発など、直接指導課と連携をとって実施したいとの答弁がありました。

議案第15号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第6号）、歳入の主なものとして、市税は市民税及び固定資産税の増額計上、並びに都市計画税の減額計上であります。繰入金は財政調整基金繰入金の減額計上、及び職員退職手当基金繰入金の増額計上であり、市債については牛久運動公園野球場改造事業の前倒しに伴う牛久運動公園野球場改造事業債の増額計上であります。

歳出の主なものとして、総務費は、国の緊急経済対策により平成27年度実施予定のロタウイルス、おたふく風邪のワクチン接種及び行政区へのたまり場補助の前倒し等による、まち・ひと・しごと創生事業の計上であります。

審査に当たり委員からは、戦略的広報紙の発行について、コミュニティー活動助成金、自治総合センターコミュニティー助成金についての質疑がなされました。

市執行部からは、戦略的広報紙の発行については、市役所で各部の職員が担当して印刷を行い、二、三人の職員が2日くらいで仕上げています。コミュニティー活動助成金はたまり場補助金で、23行政区の希望があったが、3行政区減ったための減額となる。自治総合センターコミュニティー助成金は、財団法人自治総合センターが行うコミュニティー活動への助成で、毎年2行政区が申請をしているが、1行政区が不採択となったための減額であるとの答弁がありました。

議案第32号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、市公用車が道路パトロール中に牛久市ひたち野東5丁目5番1付近の道路上において、信号待ちで停車していた車両に後方から衝突し損害を与えたことについて、当事者と示談し、同車の損害に対する損害賠償の額を定めるものであります。

議案第34号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、市公用車が工事現場巡回のため移動中、ふれあい通りの栄町3丁目交差点付近において、交差点を右折しようとして右折レーンに進入した際に、公用車の後方から走行してきた被害者車両の右側に衝突し損害を与えたことについて当事者と示談し、同車の損害に対する損害賠償の額を定めるものであります。

請願第2号は、「東日本入国管理センターにおける医療体制の充実化を求める意見書」の提出を求める請願であります。

本件は、東日本入国管理センターにおける医療体制の充実のため、常駐の医師を確保すること、入国者収容所等視察委員の視察の際、医療用語に精通した通訳者を配置することを強く求めるものであります。

委員からは、日本の入国管理センターはヨーロッパなどに比べておこなわれている状況にあり、健康管理の問題を改善していくことは、日本が国際的に認められていく上でも大きいことである、また地元の人がこの問題に対して動いたことは大事なことであり、この請願は全員一致で採択していただきたいとの意見がありました。

以上、7件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第3号、議案第4号、議案第15号、議案第32号及び議案第34号はいずれも全会一致により、議案第5号については賛成多数により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

また、請願第2号につきましては、全会一致により採択すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（山越 守君） 次に、市川教育民生常任委員長。

平成27年3月23日

牛久市議会議長 山越 守 殿

教育民生常任委員会

委員長 市川 圭 一

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第1号	牛久市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について	原案可決
議案第2号	牛久市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について	原案可決
議案第6号	牛久市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第8号	牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第9号	牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第10号	牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第11号	牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第12号	牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決

議案第13号	牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第14号	牛久市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について	原案可決
議案第15号	平成26年度牛久市一般会計補正予算（第6号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第16号	平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第19号	平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決
議案第21号	平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
意見書案第1号	子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害についての原因究明と医療支援を求める意見書の提出について	原案可決
請願第1号	ひたち野地域の中学校新設に関わる住民説明・意見交換会の開催を求める請願	採 択

〔教育民生常任委員長市川圭一君登壇〕

○教育民生常任委員長（市川圭一君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成27年3月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月18日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第1号は、牛久市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例についてであります。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正による新教育長の職責に鑑み、勤務時間中の職務専念義務が課されることとされているため、職務に専念する義務の免除及び勤務時間、休日、休暇等について定めるものであります。

審査に当たり委員からは、現在の教育長からの変更点、任期について質疑がなされ、市執行部からは、新しい教育長は首長が指名して議会の同意を得て任命され、特別職の立場に統一されることになるが、実際は勤務時間、職務の専念義務が課せられることになり、その部分について定めるものです。任期については3年間となるとの答弁がありました。

また、総合教育会議について質疑がなされ、市執行部からは、総合教育会議は設置することと決まっております。招集は首長が行う。教育委員の側からも議題を付して招集を求めることができ、ここが教育委員会と市

長部局の接点になる。その中でいろいろな目標や方針を定めることとなるとの答弁がありました。

議案第2号は、牛久市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例についてであります。

本件は、子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法の改正に伴い、認定こども園、幼稚園、保育園等の利用者負担に関して、必要な事項を定めるものであります。

審査に当たり委員からは、条例改正による保育料の値上げ、多子軽減による2人目、3人目の保育料について質疑がなされ、市執行部からは、条例改正による保育料の値上げは考えていない。多子軽減による2人目2分の1、3人目無料の制度は引き続き継続されるとの答弁がありました。

議案第6号は、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、特別職の常勤職員として教育長の給与及び旅費を定めるものであります。

議案第8号は、牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、児童福祉法の改正により、市が設置する保育園について、保育料の徴収規定を条例で定めることとなったことに伴い改正するもの、及び平成27年4月1日に牛久小学校内に牛久市社会福祉協議会が運営する保育園が開設されることに伴い、平成27年3月31日をもって上町保育園を閉園するため改正するものであります。

審査に当たり委員からは、公立保育園の数、今後公立保育園を廃止する新たな計画、新しい上町ふれあい保育園の保育士の体制について質疑がありました。

市執行部からは、以前、公立保育園は6園あったが、中央保育園、上町保育園の2園が社会福祉協議会に移管することになり、新年度は4園体制になる。今後、全ての公立保育園は順次、社会福祉協議会の保育園に移管するように進めている。上町ふれあい保育園の職員総数は28名を予定している。そのうち、上町保育園から異動する職員は13名であるとの答弁がありました。

議案第9号は、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法施行令の改正に伴い、保険料を決定する所得段階を9段階とするとともに、3年に一度の介護保険料の見直し時期であることから、牛久市介護保険運営協議会の審議結果を踏まえ、平成27年度から平成29年度までの介護保険料の基準額を見直し、介護保険料の額を改めるものであります。

審査に当たり委員からは、第6期における介護保険給付費準備基金の予想、運営協議会で基金の取り崩しにより値上げを最大限に抑えることがどのように論議されたかについて質疑がありました。

市執行部からは、今回介護保険給付費準備基金2億7,100万円を取り崩して残るのが2億9,800万円となるが、第6期中の介護保険給付費準備基金がどのぐらいふえるかは予測していない。運営協議会の中では、約1カ月分の給付費を保有しておいて、不測の事態に備える観点からこの額になったとの答弁があ

りました。

議案第10号は、牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法及び介護保険法施行規則の改正に伴い、関連する条項について改めるものであります。審査に当たり委員からは、ケアプランの内容について質疑があり、市執行部からは、ケアプランは重度化しないプランを作成しているとの答弁がありました。

議案第11号は、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設置及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法施行規則及び関係省令の改正に伴い、関連する条項について改めるものであります。審査に当たり委員からは、市内全体の施設数、受け入れの定員数について質疑があり、市執行部からは、現在グループホームが8施設あり、定員が135人との答弁がありました。

議案第12号は、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法施行規則及び関係省令の改正に伴い、関連する条項について改めるものであります。

議案第13号は、牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、介護保険法の改正に伴い、関連する条項を改めるものです。

審査に当たり委員からは、地域包括支援センターの有資格者の人数、体制について質疑がなされ、市執行部からは、社会福祉士、ケアマネジャー、看護師、保健師で合計11名の職員が必要となるとの答弁がありました。

議案第14号は、牛久市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を廃止する条例についてであります。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育長が特別職となったことから、本条例を廃止するものであります。

議案第15号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金のうち国庫負担金は、公立学校施設整備費国庫負担金の増額計上であり、国庫補助金は、事業費確定に伴う臨時福祉給付金事業補助金、及び子育て世帯臨時特例給付金事業補助金の減額計上であります。県支出金のうち県負担金は、療養給付費負担金の増額及び民間保育園運営費負担金の減額に伴う児童保護費等負担金の減額計上であり、県補助金は事業費確定に伴う保育園緊急整備事業補助金等の減額計上であります。繰入金は、財政調整基金繰入金の減額計上、及び職員退職手当基金繰入金の増額計上でありま

す。

歳出の主なものは、民生費は、生活保護費の前年度分の精算に伴う国庫返還金の増額計上、及び事業費確定に伴う臨時福祉給付金事業費、及び子育て世帯臨時特例給付金事業費の減額計上であります。教育費は、神谷小学校照明改修事業費、及び国の補正により、平成27年度実施予定の一部前倒しによる牛久運動公園野球場改造事業費の増額計上であります。

第3表の繰越明許費補正は、下根中学校校舎大規模改造・増築事業の実施設計費について、設定金額を変更するものであります。

審査に当たり委員からは、まち・ひと・しごと創生事業を展開する中では、支援員の人数、支援員が必要とされる学校には配置されるかの質疑がありました。

市執行部からは、支援員の人数は昨年4月からは20名程度で、障害の有無にかかわらず、教育的支援の必要性のある子供全てに支援を行い、学校から申し出があった場合には対応するとの答弁がありました。

また、放課後児童対策事業負担金の増加の状況と対応について質疑があり、市執行部からは、昨年と比べて100人以上児童数がふえており、それに伴い負担金もふえている。ひたち野うしく小学校、中根小学校については人数がかなりふえており、今まで4クラスで運営していたが、新年度から5クラスでの対応をしていくとの答弁がありました。

議案第16号、平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の歳入の主なものとして、国民健康保険税の減額計上、国庫支出金及び県支出金は、高額医療共同事業負担金の減額計上、及び特定健康診査等負担金の増額計上であり、療養給付費交付金は、退職被保険者等療養給付費交付金等の減額計上、共同事業交付金は、高額医療費共同事業交付金等の減額計上であります。

歳出の主なものとして、保険給付費は、退職被保険者等療養給付費負担金等の減額計上であり、共同事業拠出金は、高額医療費共同事業医療費拠出金及び保険財政共同安定化事業拠出金の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、医療費の減額は牛久市全体の医療費が減ったからなのか質疑がなされ、市執行部からは、当初の予算に比較しての減額であり、茨城県全体の医療費を対象としており、県全体としても少ないと推測できるとの答弁がありました。

議案第19号、平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の歳入の主なものは、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰入金の減額計上であり、歳出の主なものは、総務管理費及び地域支援事業費等の減額計上であります。

議案第21号、平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の歳入の主なものは、一般会計繰入金の減額計上であり、歳出の主なものとして、保険給付費は広域連合共通経費負担金の減額計上であり、納付金は後期高齢者保険基盤安定納付金の増額計上であります。

意見書案第1号は、子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害についての原因究明と医療支援を求める意

見書の提出についてであります。

本件は、国においてはこれまでの子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害について実態把握をするとともに、保護者による報告書の提出が可能であることを広く周知すること、日常生活に支障が生じている方々に対しては、早急に医療支援を実施することを強く求めるものであります。

請願第1号は、ひたち野地域の中学校新設に関わる住民説明・意見交換会の開催を求める請願であります。

本件は、ひたち野地域の中学校新設に関する市長と住民間の意見交換の場を速やかに開催することを求めるものであります。

委員からは、十分は地域の人たちとの意見交換は必要であり、この請願内容を実施していただきたい。市長が責任を持って出席する内容となっており、賛成であるとの意見がありました。

以上、16件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第15号、議案第16号、議案第19号及び議案第21号はいずれも全会一致により、議案第1号、議案第2号、議案第6号、議案第8号ないし議案第14号は賛成多数により、内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、意見書案第1号につきましては、全会一致により可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号につきましては、賛成多数により採択すべきものと決定しました。

以上です。

○議長（山越 守君） 次に、尾野産業建設常任委員長。

平成27年3月23日

牛久市議会議長 山越 守 殿

産業建設常任委員会

委員長 尾野 政子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第7号	牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第15号	平成26年度牛久市一般会計補正予算(第6号)別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第17号	平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第18号	平成26年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
議案第20号	平成26年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決
議案第29号	牛久市道路線の認定について	原案可決
議案第30号	牛久市道路線の路線変更について	原案可決
議案第31号	牛久市道路線の廃止について	原案可決
議案第33号	工事請負契約の締結について	原案可決

〔産業建設常任委員長尾野政子君登壇〕

○産業建設常任委員長(尾野政子君) 産業建設常任委員会委員長審査報告を行います。

平成27年3月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため去る3月19日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第7号は、牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例についてであり、本年5月31日までと定めていた本条例の有効期限について、引き続き工業用地整備及び企業誘致の進展を図るため、当該有効期限を撤廃するものであります。

審査に当たり委員からは、牛久市にとって企業誘致は最優先課題であると認識しているが、これまでの条例を踏襲するものでは弱いのではないかと質疑がなされ、市執行部からは、企業誘致課が存在していた当時と変わらず商工観光課においても企業誘致活動は行っている。圏央道の東西への延長により、埼玉の企業からも投資の工業団地が注目されてくると考えており、今後も継続して企業誘致についてアピールしていきたいとの答弁がありました。

また、これまでの条例を継続するのであれば、企業誘致がどれだけできたのか、企業を誘致したことによる収入はどう変化したのか、などの総括をすべきであるとの意見に対し、市執行部からは、オーダーメイド

方式による進出企業は株式会社ホギメディカルの1社だけであるが、それ以外に撤退した企業もあれば進出企業もある。これは奨励金を含めた条例による効果であると考えているとの答弁がありました。

その他、工業団地のり面は企業の所有ではなく、牛久市の所有になっている理由について質疑がなされ、市執行部からは、茨城県の開発公社からの移管を受けた当時のり面のほか工業団地内の公園も牛久市の所有となっている。これらのり面を企業が所有することになれば、進出企業にとって大きな負担になると考えているとの答弁がありました。

議案第15号は、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第6号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、国庫支出金のうち国庫負担金は、放射線量低減対策緊急事業費補助金の増額計上であり、国庫補助金は国の緊急経済対策に伴う地域住民生活等支援交付金の経常であります。

次に、歳入の主なものとして、衛生費は、放射線量計測、及び除染を必要とする箇所の減少に伴う放射能対策経費等の減額計上であり、農林水産業費は、事業費確定に伴う被災農業者向け経営体育成支援事業費補助金等の減額計上であります。土木費は、国庫補助金の交付額確定に伴う市道23号線整備事業費、及び牛久駅東口再整備事業費等の減額計上であり、教育費は、国の補正により、平成27年度実施予定の一部前倒しによる牛久運動公園野球場改造事業費の増額計上であります。

震災に当たり委員からは、うしくグリーンファームは企業として独立していくべきと考えるが、市はなぜ出資していくのかとの質疑がなされ、市執行部からは、昨年6月のうしくグリーンファーム株式会社への5,000万円の出資の取りやめを求める決議については、市として重く受けとめている。当該土地に関しては平成22年当時から茨城農芸学院と牛久市で協議を開始しており、現在使用していない実習地を牛久市に売却したい意向であった等の経緯もあることから出資をしている。今年度の決算では数十万円ではあるが黒字になる見込みであることから、今後はうしくグリーンファーム自体が融資を受けていかなければならないと考えているとの答弁がありました。

また、ハートフルクーポン券事業についてアンケート調査を実施するということであるが、どの程度具体的に考えているか、そしてハートフルクーポン券事業の効果について質疑がなされ、市執行部からは、市外への消費の流出を防ぐこと、プレミアム分をつけることにより消費者である市民の目を市内の商店に向けること、消費者の購買意欲を喚起することがこの事業の目的である。アンケートの内容については、来年度の実施に向けて検討しているところであるとの答弁がありました。

議案第17号、牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の歳入の主なものとして、分担金及び負担金は、下水道事業受益者負担金の減額計上であり、繰入金は、一般会計繰入金の減額計上であります。

歳入の主なものとして、下水道管理費は、霞ヶ浦常南流域下水道維持管理費負担金の増額計上であり、下水道建設費は、管渠布設工事費実施設計費及び汚水計画策定費等の減額計上であります。

審査に当たり委員からは、下水道受益者負担金の増額は、全市的あるいは地域的なものなのか。また、公

共下水道区域外から無許可で下水道管へ接続している事案について調査は実施しているのかとの質疑がなされ、市執行部からは、今年度、城中第4処理分区における後期分の受益者負担金の賦課について合意を得られた地区があり、その地区の方々が早期に納めていただいていることによる増額計上である。また、過去には公共下水道区域外から下水道管へ接続している事案があり、是正をさせるか、地区外の手続を踏んで処理をしたと聞き及んでいるが、現在はそのような事案はないものと考えているとの答弁がありました。

議案第18号、牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）の歳入の主なものとして、使用料及び手数料は、販売手数料の減額計上であり、繰入金は、青果市場財政調整基金繰入金の増額計上であります。

歳出の主なものとして、市場運営費及び公用車管理費の減額計上であります。

議案第20号、牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）、歳入としては、前年度繰越金の計上であり、歳出としては、企業誘致事業等推進基金積立金の計上であります。

議案第29号は、牛久市道路線の認定についてであります。

本件は、開発行為による7路線及び道路事業による2路線を認定するものであります。

議案第30号は、牛久市道路線の路線変更についてであります。

本件は、県の道路整備事業による1路線を路線変更するものであります。

議案第31号は、牛久市道路線の廃止についてであります。

本件は、県の道路整備事業による1路線を廃止するものであります。

議案第33号は、工事請負契約の締結についてであります。

本件は、牛久運動公園野球場のメインスタンドの改修、並びに給排水設備工事、及び外構工事を実施するものです。

審査に当たり委員からは、野球場のスタンドの設計によると、ナイター照明が内野スタンドの前方にあるため、内野スタンドの整備をした際に死角になってくる部分が出てくると思われるが、今後のナイター照明の計画について質疑がなされ、市執行部からは、今年度と来年度の整備後、工事は一旦中止し、人件費や物資が高騰する東京オリンピックが終了後に再整備を行う計画があるとの答弁がありました。

また、土の入れかえなどグラウンドの整備について質疑がなされ、市執行部からは、今年度と来年度の整備の中で、グラウンドの表土の入れかえを行うとともに、冬季の霜対策等についてはグラウンド管理業者に指示をして良好なコンディションを維持できるよう計画していくとの答弁がありました。

その他、公式試合などを行う場合、事前にグラウンドコンディションを視察に来る可能性があり、定期的な表土の入れかえ基準を定めておかないと、せっかく多額の予算を投じて改修してもメンテナンスがよくないという理由で公式試合が行われないことも考えられるので、管理基準には配慮していただきたいとの要望がありました。

以上、9件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第17号、議案第18号、議案第20号、議案第29号ないし議案第31号及び議案第33号は全会一致により、議案第7号、議案第15号は賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（山越 守君） 次に、柳井予算特別委員長。

平成27年3月23日

牛久市議会議長 山越 守 殿

予算特別委員会

委員長 柳井 哲也

予算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第22号	平成27年度牛久市一般会計予算	原案可決
議案第23号	平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
議案第24号	平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計予算	原案可決
議案第25号	平成27年度牛久市青果市場事業特別会計予算	原案可決
議案第26号	平成27年度牛久市介護保険事業特別会計予算	原案可決
議案第27号	平成27年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算	原案可決
議案第28号	平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算	原案可決

[予算特別委員長柳井哲也君登壇]

○予算特別委員長（柳井哲也君） 予算特別委員会委員長審査報告を申し上げます。

平成27年3月10日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げ

ます。

本委員会に付託されました案件は、

議案第22号 平成27年度牛久市一般会計予算

議案第23号 平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算

議案第24号 平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計予算

議案第25号 平成27年度牛久市青果市場事業特別会計予算

議案第26号 平成27年度牛久市介護保険事業特別会計予算

議案第27号 平成27年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算

議案第28号 平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算

以上7件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る3月3日、3月12日、13日、16日の4日間にわたり委員会を開催し、うしくグリーンファーム、牛久駅東口駅前広場の2カ所の現地視察を行うとともに、3月12日、13日、16日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、総務部、市民部等所管の歳入歳出について委員からは、前年度比約3,200万円の増額となっている地方交付税の積算根拠と今後の動向について質疑がなされ、市執行部からは、普通交付税について総務省の概算要求増減率であるマイナス4.98%を踏まえて積算し、前年度比約7,600万円の減額計上をしており、今後も微減していくものと思われる。また、特別交付税について過去3年間の平均で積算するものに加え、つくばセントラル病院が社会医療法人となったことによるルール分として約6,800万円を上乗せして計上しているとの答弁がありました。

また、地方創生に基づく地域消費喚起、生活支援型、地方創生先行型の交付金により行う事業を選択するに至った経緯及び理由について質疑がなされ、市執行部からは、国から新規事業とすることが示されていたが、国から補助金がつけられた後、補助がなくなり、市の負担が大きくなる事業があることを踏まえ、事業の継続性を考慮し、平成27年度に行うべき事業について、前倒しで今年度に行うこととした。ハートフルクーポン券事業についても茨城県内でプレミアム分20%としている市町村もあるが、牛久市では継続性を考慮してプレミアム分を10%に据え置き、発行額が6億円だったものを10億円にふやした経緯があるとの答弁がありました。

その他、委員からは、コミュニティFMの委託料と補助金を合わせた約2,000万円を運営費として毎年支出していくのかとの質疑がなされ、市執行部からは、開局当初は補助金等を運営費としていくが、その後は各事業所からのCM料や番組スポンサー料を運営費に充てていくことになり、それら収益の状況により牛久市の支出が増減していくとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、下根中学校のグラウンドを拡張する事業について予算計上さ

れているが、ひたち野地域の中学校新設に関する請願、そして議会の決議、また住民説明会を求める決議などに対して、市としてどのように考えるかとの質疑がなされ、市執行部からは、ことし1月に生徒数予測を行った段階で、下根中学校のエリアが規模的に過大な状態にはならないことを把握をした上で、予測に基づく生徒数に見合った教室数を確保していく考えである。また、市民への説明責任を果たすべく、あらゆる機会や手段を利用して説明を加えることにより、十分に市民の方に御理解いただけるよう努めていくとの答弁がありました。

また、ひたち野うしく小学校のプールの料金設定について、民業を圧迫している実態があるので、今後は民業を圧迫することのないよう精査しながら事業を行ってほしいとの要望がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、東日本大震災の被災地では、要援護者台帳などの情報が関係機関との間に情報提供が十分になされていなかったとの新聞報道があったことから、牛久市では名簿管理について関係機関との情報提供がどこまでされているかとの質疑がなされ、市執行部からは、申請時に情報提供の同意をいただいている方に関して牛久市、牛久市社会福祉協議会、牛久警察署、牛久消防署、行政区長、民生委員で情報を共有している。また、地域で見守り活動に協力してくださる方にも氏名、住所、身体上の配慮など最小限の情報は提供している。その他、協力者が閲覧できるように台帳の抜粋版を市で作成し、行政区長などへ提供しているとの答弁がありました。

その他、子宮頸がんワクチン接種については、強い副反応リスクが見られる中で、接種した例は何件あるのか、またリスクについてどのような方法で周知しているのか質疑がなされ、市執行部からは、平成26年度は5件実施している。また、副反応リスクがありながらもワクチン接種が中止になっていないので、保健センター年間予定表の「すこやか」に掲載はしているが、積極的勧奨は行っていない旨を明記しているとの答弁がありました。

次に、環境部、経済部、建設部等所管について委員からは、BDFの販売方法、総合福祉センターBDFコジェネレーションシステムの概要について質疑がなされ、市執行部からは、協定を結んでいる土浦市、龍ヶ崎市、阿見町、それぞれの市役所等における軽油の購入単価で売却しており、関東鉄道株式会社については、土浦市と同じ単価で売却している。また、BDFを活用した総合福祉センターのコジェネレーションシステムについては、発電した電力だけでなく、排熱を給湯に積極利用し、二酸化炭素の削減をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、牛久第二小学校区の地域コミュニティを再生する事業の公有財産購入費が計上されているが、この計画の内容について質疑がなされ、市執行部からは、市道637号線沿いにポケットパークを新設する計画であるとの答弁がありました。

最後に、各特別会計のうち国民健康保険事業特別会計について委員からは、共同事業交付金と共同事業拠出金の関係について質疑がなされ、市執行部からは、共同事業拠出金は1円以上80万円未満の医療費の合

計額の59%を毎年拠出金として拠出していることになっており、過去3年間に各市町村が支払った拠出金額の比率により案分した金額を拠出している。また、交付金は市の医療費実績の59%が交付金として交付されるとの答弁がありました。

また、平成27年度予算は、市民の生活に直接かかわってくることなので賛成だが、この予算の中に下根中学校のグラウンドを拡張する事業の予算が計上されており、この件に関しては、これまで十分な説明がなかったことを遺憾に思うことを申し添えて賛成するとの討論がありました。

付託されました案件につきまして、審査の結果、議案第24号、議案第25号及び議案第27号は全会一致により、議案第22号、議案第23号、議案第26号及び議案第28号は賛成多数により、いずれも内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山越 守君） 以上で各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分休憩

午前11時15分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

この際、議案第22号、平成27年度牛久市一般会計予算については、7番杉森弘之君ほか1名から修正案第1号の動議が提出されております。

これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 修正案第1号、議案第22号、平成27年度牛久市一般会計予算に対する修正動議の内容及び修正理由を申し上げます。

修正内容は、下根中学校のグラウンドを拡張するための予算2,586万円を削除するために、それに伴う歳入歳出を変更するものであります。

修正理由は、本件が地元住民を初めとする広範な市民のひたち野地区における中学校新設の要望を無視して、増設だけでこれを済ませようとする誤った施策に基づくものとして、このグラウンド拡張予算があるか

らであります。

周知のとおり、この間、3,000名を超える市民から新設請願の署名が寄せられ、昨年9月には牛久市議会として17対4という圧倒的多数でひたち野地区に中学校の新設を求める決議が採択されました。しかし、教育委員会、市執行部は、新設の要望に耳を傾けることなく、新設の費用を50億円以上などと実際に倍近い数字を挙げて過大表示し、さらにはクラス数については逆に中学校1年の1クラス生徒数35人を40人として、クラス数を過少に見せかける表示を行うなど、市の信用を損なう行為を続けてまいりました。そして、昨年来、今度は生徒数も過小評価するなど、新設要求を潰すためには手段を選ばない、このようなありさまであります。

私は、一切の増設を否定するなどという考えには立ちません。速やかに新設を決め、そしてその完成までの必要最小限度の増設を行う、このことこそ最も合理的な考え方ではないでしょうか。

ひたち野地区の都市開発もとからの計画に立ち戻り、住民との信頼を大切に、速やかに新設を決めるべく、この予算修正を提案いたします。議員各位の御賛同をお願いいたします。

○議長（山越 守君） 以上で、7番杉森弘之君の提案理由の説明は終わりました。

これより、本動議についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で本動議についての質疑を終結いたします。

次に、議案第22号、平成27年度牛久市一般会計予算については、16番鈴木かずみ君ほか2名から修正案第2号の動議が提出されております。

これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 修正案第2号、議案第22号、平成27年度牛久市一般会計予算に対する修正動議の提案の理由をお話いたします。

2016年1月からの本格稼働を狙ったマイナンバーのシステム改修費が、6月、9月、12月議会に引き続き27年度本予算に計上されています。歳入では、総務費国庫補助金基金繰り入れにより、歳出においては、マイナンバーに関するコンピューターのシステム保守管理、基幹システム改修費、合わせて約1億1,000万円の多額の予算となっています。

全ての国民に識別番号、マイナンバーがつけられ、各自の納税、保険料納付、医療機関での受診・治療・介護・保育サービスの利用などの情報をデータベース化して管理する仕組みをことし10月からスタートさせるための予算となっています。

番号と氏名、生年月日、性別が一体に記載されたカードを全国民に送り、翌16年には、顔写真やICチ

ップの入った個人番号カードを導入するというものです。便利になるとの広報も出されていますが、もともと財界が要求したこの制度、社会保障を自己責任の制度に後退させ、徹底した給付削減を実行し、国の財政負担、大企業の税・保険料負担を削っていくことが、政府財界の最大の狙いです。情報漏えい問題、成り済まし横行など、犯罪の温床となる懸念等に対し、国民の懸念や不安に対する説明はいまだ何一つ納得できるものとなっていません。

歳入款14国庫支出金及び基金繰入金合わせて1億1,157万1,000円を減額し、財政調整基金に繰り入れます。歳出は関連歳出予算を削減するものです。委員各位の御賛同を心よりお願いし、提案の理由とします。

○議長（山越 守君） 以上で、16番鈴木かずみ君の提案理由の説明は終わりました。

これより、本動議についての質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で本動議についての質疑を終結いたします。

次に、議案第26号、平成27年度牛久市介護保険事業特別会計予算については、15番遠藤憲子君ほか2名から修正案第3号の動議が提出されております。

これより本動議を議題といたします。

提出者の説明を求めます。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、修正案第3号、議案第26号、平成27年度牛久市介護保険事業特別会計に対する修正動議の提案理由を申し上げます。

第5期介護保険での準備基金残高は約5億6,944万円です。準備基金2億円を追加して取り崩し、第1号被保険者の介護保険料の軽減に充てるよう提案いたします。以上です。

○議長（山越 守君） 以上で、15番遠藤憲子君の提案理由の説明は終わりました。

これより、本動議についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で本動議についての質疑を終結いたします。

これより、提出されている全議案に対する討論に入ります。

まず、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、議案第1号、2号、5号、6号、8号ないし15号に対する反対討論

を行います。

議案第1号は、牛久市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定ですが、市の行政職員と同じように市長が直接教育長を任命し、教育委員会のトップに据えることになり、教育委員会は独立した合議制の執行機関であって、市の執行機関とは独立、教育委員会の自主性は尊重されるのか、教科書の選定などにおいても危惧されます。

関連する第5号、6号、14号は、教育委員会の教育長に関する条例改正なので反対です。

議案第2号、牛久市子どものための教育・保育に関する利用者負担を定める条例の制定では、子ども・子育て新制度による認定こども園、幼稚園、保育園の保育料を定める条例ですが、保育標準時間と短時間の保育料算定について、年少扶養控除廃止前の税額で算定を行い、再算定は行わないとしており、既に影響が出ております。

議案第8号、保育園設置条例の一部改正では、牛久市立上町保育園を廃止する条例で、社協の牛久ふれあい保育園への移管となり、社協といえど民間です。公立保育園を全て民間にしているのか、公立は公立の役割があり、牛久市の保育政策は問われます。

第9号は、介護保険条例の改正です。第6期介護保険料の改定では、第5期の介護給付費準備基金残高約5億6,900万円は、高い保険料を取り過ぎていたため、第5期の被保険者に還元すべきで、第6期の保険料の軽減に充てるべきです。

議案第10号から13号は、介護保険法の改正に伴うもので反対です。

議案第15号、平成26年度一般会計補正予算では、分割付託された総務、教育民生常任委員会では同意をいたしました。しかし、産業建設常任委員会所管の農業費で、うしくグリーンファーム株式会社への補助金削減については、平成26年6月議会でうしくグリーンファーム株式会社の5,000万円出資は行わない決議が可決をされており、同意することはできません。

よって、議案第1号、2号、5号、6号、8号ないし15号に反対をいたします。議員各位の御賛同を心からお願いをいたしまして、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 議案第15号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第6号）について反対討論を行います。

本議案は、年度末に当たって事業執行の確定に伴う予算の減額修正が主ですが、それらの中にうしくグリーンファーム株式会社への出資金を1,000万円減額するものも入っております。この出資金をめぐって

は、当初予算で5,000万円が計上されたものの、6月議会で出資の取りやめを求める決議が採択された経緯があります。

しかしながら、同社は3月16日、阿見町地内の7.6ヘクタールの土地を一般競争入札で落札いたしました。新聞報道でも、市町村が隣接する自治体の土地を購入するのは異例という書き方がされていました。議会の議決をないがしろにし、市からの補助金、出資金頼みの運営を続ける同社の運営体質では、到底市民の理解が得られるとは思われません。こうした状況を看過しては、市民の議会に寄せる信頼をも揺るがす事態となりかねず、反対する次第です。

以上、議員各位の賢明なる御判断をお願いし、反対討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。15番遠藤憲子君。

先ほどの反対討論以外ですか。はい、それでは。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、予算に関する反対討論です。

議案第22、23、26、28号の反対討論を行います。

国の緊急経済対策の交付金を活用して、27年度事業のうち約1億800万円を前倒しで26年度の補正予算に盛り込み計上をしております。特にハートフルクーポン券事業では、地域住民生活等支援交付金による前倒し事業としてクーポン券の発行が10億円と、過去最高になります。税金の投入額も増加し、地域経済の活性化になっているのか、発行額をふやせばいいというものではありません。今後の事業展開と効果についても検証が求められます。国のこのような進め方には疑問を持たざるを得ません。

27年度予算編成は、一般会計歳入歳出予算は約245億円です。歳入の根幹をなす市税収入は、歳入合計の47%であり、約114億9,700万円です。対前年比では1%減、約6,200万円の減少です。中でも市税収入の90%以上が市民税、固定資産税、都市計画税が占めております。

歳入で国庫補助金としてマイナンバーにかかわる予算が計上されており、12桁の個人番号が国民一人一人に付番され、国が一括管理するシステムは、個人情報保護漏えいの観点からも同意することはできません。

歳出については、CO₂排出抑制対策補助金を活用して、公共施設等への太陽光発電整備や放課後子ども教室のカップ塾など、住民要求が実現をしているものが多々あり、全てに反対するものではありません。

しかし、下根中学校に係る費用では、新設を求める住民の意思を顧みないで、子供たちの教育環境を守る観点から、早急にひたち野地域の中学校建設に踏み出すべきです。

中学卒業までの医療費で、県の制度である一部自己負担をなくす完全無料化の試算では、約7,500万円で見込め、県内でも19の自治体は何らかの助成を行い、完全無料化が実施をされています。可処分所

得が減っている若い世代では、病気のときにお金の心配なく医療機関に受診できる支援こそが急がれます。

国民健康保険では、保険税の賦課限度額の引き上げが行われます。低所得者に対する軽減措置の対象となる世帯の軽減判定所得については、経済動向を踏まえ見直しを行うとしており、国民健康保険では基礎賦課分1万円、後期高齢支援分1万円、介護納付金2万円の合計4万円、限度額が81万円から85万円となり、住民に負担を強いるものには反対です。

介護保険では、第6期の介護保険事業計画に基づき、保険料の値上げが行われます。利用者に対する給付の削減や負担増などにより、社会保障のあり方が根本から変えられようとしています。

地域全体で高齢者を見守り、高齢者が安心して暮らしていけるための体制として、地域包括ケアシステムの整備が急がれます。国の制度変更に伴い、新たに要介護1、2の区分の人には、基本的に特別養護老人ホームへの入所が困難になるなど、制度上の問題が含まれております。

介護保険料を1段階から9段階まで全ての階層で年間2,400円から8,400円の引き上げを行う計画があります。基準の段階では、月額4,400円、年間5万2,800円から、月額4,800円、年間5万7,600円となります。被保険者の介護保険料の大幅な値上げは、利用者の経済的負担をふやし、介護保険の利用を困難にいたします。基金からさらに2億円を繰り入れし、被保険者の費用負担の軽減を求めます。

後期高齢者医療は当初から75歳という年齢で区別をする保険制度には反対です。

よって、議案第22、23、26、28号に対する反対討論です。議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 請願第2号、「東日本入国管理センターにおける医療体制の充実化を求める意見書」の提出を求める請願について賛成討論を行います。

御存じのように、日本の入管政策というものは、欧米諸国から鎖国政策に近い、このように言われています。その一環として、この入管センターにおけるさまざまな問題が生じております。

入管センターについて、監獄と同じような理解をしている方も少なくありませんが、実はこの入管センターというのは、そのようなものではございません。自然災害、あるいは社会的な動乱の中で、国を抜け出し移民を求める、そういった難民の方々が少なくないのであります。

これらの方々は犯罪人では全くありません。こういった方々を収容する入管センター、ここで人権問題が大変重要になることは当たり前のことではないでしょうか。

日本においては、御存じのように、健康を悪くした人が医者に診てもらい、今ここに書かれておりますように、入管センターにはそういった医師が常置されていない。外に行くときには多額のお金を用意していな

ければいけない。あるいは、その際には腰縄をつけられる。全く罪人扱いの状況が続いているのであります。

こういった大変おくれた施策、これは一刻も早く変えなければなりません。その意味で、今回のこの請願書、大変大事なものではないかと思えます。

ただ、1つ、私はこの請願事項の第2で、入国者収容所等視察員の視察の際、医療用語に精通した通訳者を配置するというふうにあります。本来ならば常置すべき、その視察の際だけでなく常置すべきものというふうに考えますが、しかし改善のための一歩として、この請願について賛成をするものであります。

議員各位の御賛同を心からお願いいたしまして、私の賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 請願第1号、ひたち野地域の中学校新設に関わる住民説明・意見交換会の開催を求める請願についてであります。

去る1月13日、ひたち野うしく小学校で行われた説明会、広報でのお知らせでは、ひたち野地域への中学校建設ではなく、学校施設の関係というものでありました。説明内容もほとんどが開発で、子供たちへの教育問題にはほとんど触れられておりませんでした。さらに、質問に対する答えや、質問者がいるにもかかわらず時間がないと打ち切る、子供たちの未来を考えた説明会だとは到底思えないものでありました。

したがって、地域住民からの説明会の開催要求は当然のことから実施せざるを得ないと思います。私たちが文部科学省の職員にお話を伺ったとき、新築でも増築でも、どちらでも受けます。まずは住民とよく話し合って決めてくださいというアドバイスもいただきました。

ひたち野地域の住民の要求に積極的に応えるよう要求をいたしまして、賛成討論といたします。議員各位の御賛同を心から訴えまして、賛成討論といたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は13時10分といたします。

午前11時45分休憩

午後 1時10分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、日程第1、議案第1号ないし日程第34、議案第34号の34件、日程第35、意見書案第1号の1件、日程第36、請願第1号及び日程第37、請願第2号の2件について、順次採決いたします。

なお、採決に当たりまして、11番田中道治君及び18番板倉 香君におかれましては、起立にかえて挙手をもって賛意を表明することを許可いたします。

初めに、議案第1号、牛久市教育長の勤務時間、休日、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号、牛久市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号、牛久市行政手続条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号、牛久市職員定数条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号、牛久市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第5号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号、牛久市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号、牛久市企業誘致事業等推進基金条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号、牛久市保育園設置条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号、牛久市介護保険条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号、牛久市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号、牛久市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号、牛久市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号、牛久市地域包括支援センターの運営及び人員に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号、牛久市教育長の給与、勤務時間及びその他の勤務条件に関する条例を廃止する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成26年度牛久市一般会計補正予算（第6号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成26年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成26年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成26年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成26年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成26年度牛久市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成26年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成27年度牛久市一般会計予算、まず本案に対する杉森弘之君ほか1名から提出された修正案（第1号）について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

議案第22号、平成27年度牛久市一般会計予算に対する修正案（第1号）について、議長は否決と裁決いたします。よって、修正案は否決されました。

次に、本案に対する鈴木かずみ君ほか2名から提出された修正案（第2号）について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第22号は可決されました。

次に、議案第23号、平成27年度牛久市国民健康保険事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第23号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成27年度牛久市公共下水道事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第24号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成27年度牛久市青果市場事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第25号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成27年度牛久市介護保険事業特別会計予算、まず本案に対する遠藤憲子君ほか2名から提出された修正案（第3号）について採決をいたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立少数であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決をいたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第26号は可決されました。

次に、議案第27号、平成27年度牛久市工業用地造成事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成27年度牛久市後期高齢者医療事業特別会計予算、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号、牛久市道路線の認定について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

た。

次に、議案第30号、牛久市道路線の路線変更について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号、牛久市道路線の廃止について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号、工事請負契約の締結について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号、損害賠償の額を定めることについて、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第1号、子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害についての原因究明と医療支援を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、意見書案第1号は委員長の報告のとおり可決されま

した。

次に、請願第1号、ひたち野地域の中学校建設に関わる住民説明・意見交換会の開催を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択するであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

請願第1号、ひたち野地域の中学校新設に関わる住民説明・意見交換会の開催を求める請願について、議長は否決と裁決いたします。よって、請願第1号は不採択することに決しました。

次に、請願第2号、「東日本入国管理センターにおける医療体制の充実化を求める意見書」の提出を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択するであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、請願第2号は採択することに決しました。（「議長、動議」の声あり）

はい、それでは自席で理由を述べてください。

○19番（柳井哲也君） ひたち野中学校問題にかかわる住民の意見を聞く機会を求める決議を提案いたします。決議案を提案。内容を言いますか。（「いや、それだけで」の声あり）いいですね。

○議長（山越 守君） 所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は追ってお知らせいたします。

午後1時36分休憩

午後2時45分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま柳井哲也君ほか4名から決議案第4号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。

よって、決議案第4号の1件を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。決議案第4号の1件を議題といたします。

追加日程第3 決議案第4号 ひたち野地区中学校問題に係る住民の意見を聞く機会を求め
る決議について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） ひたち野地区中学校問題に係る住民の意見を聞く機会を求める決議案。

朗読によって提案理由とさせていただきます。

牛久市議会は、平成26年第4回市議会定例会で「ひたち野地区の中学校新設に関するひたち野地区住民説明会の開催を求める決議」を全会一致で可決しました。

これに応える形で、市教育委員会は、議決期限の平成27年1月31日土曜日にひたち野うしく小学校において住民説明会を開催したことについて、市議会として適切な対応を評価するものです。

しかしながら、平成27年3月5日付で住民説明会の再度の開催を求める請願が提出されたことから、この問題に対する市教育委員会の方針が十分に理解されているとは言いがたい状況であると思います。この提出された請願における「理由及び内容」については、教育委員会との見解の相違があり、額面どおりに受け取れるものではないと考えます。

また、ひたち野地区へ中学校を新設することに伴うさまざまな影響を考えれば、ひたち野地区のみならず、広く市内全域の市民の皆様はその内容をお知らせすることは当然です。加えて、財政負担の大きさを考えれば、牛久市全体のまちづくりの中で進めていく課題であろうと考えます。ひたち野地区の人口増加が一定期間後にとまってしまうことが明確にわかっているながら、それでも新設していくという意見は、市内全域の市民の皆様には理解していただけないでしょう。しかし、子供たちがふえ続ける状態をどのように構築していくかという視点があれば、中学校問題に関わる意見の交換は実りあるものになるものと確信いたします。その観点から、これまでの住民説明会は、中学校問題を解決できるものとは考えられず、まずは市民の意見を十分聞き取ることに重点を置いて対応すべきと考えます。

これらのことから、牛久市議会は、市執行部に対し以下のとおり要求するものです。

1. 牛久市は中学校新設問題について、内容説明よりも市民の声を広く聴取することに努めること。
2. この問題がひたち野地区だけに影響する問題ではないことに鑑み、さまざまな手段を講じ、市民の理解を深める一層の努力を行うこと。

以上、決議する。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（山越 守君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、決議案第4号についての質疑を許します。15番遠藤憲子君。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、決議案第4号について提案者に説明を求めます。

まず、この請願を否決をしておきまして、決議の提出というのは整合性がとれないと考えます。請願とは住民の代表機関である議会に請願を通して住民の意思を反映させ、議会の意思によって住民の願望である請願の趣旨の実現に努めることと、このように私は理解しておりますが、この整合性について説明を求めます。

○議長（山越 守君） 19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 遠藤議員の請願と今回の私が今申し上げた、提案したものとの整合性がないんじゃないかということについてお答えいたします。

請願の何ですか、理由及び内容についてというところを、私は何度も何度も読み返しました。そこで、自分なりに気づいたこと、それは請願の中には虚偽の説明ということが何度も出てきます。勘定をしましたら、虚偽の説明があったということで、1回、2回、3回ですか。私も説明に、一生懸命する余り、その時々説明の中でわかりにくい点はあったかとは思うのですけれども、うそを言っていたかどうかということについては確認できません。うそを言っていたかなということについて、あれがうそだというのは、私、1月31日のことも聞いていたのですが、意見は全く違って、相違はありましたけれども、うそは感じられませんでした。

そういう請願の趣旨は賛同できるところもあるのですが、この理由と内容がちょっと過激すぎるというか、激し過ぎてついていけないところがあったために、気持ち、これに賛同することはできないなということで、しかし自分たちの意見もきちっと伝えて、そんなに大差があるかどうか、それも含めて表明しておいたほうがよろしいんじゃないかということで、出させていただきました。以上でございます。

○議長（山越 守君） 15番遠藤憲子君。質問席のときは執行部に対する質疑です。今回は提案者に対する質疑ですので、登壇でお願いします。

〔15番遠藤憲子君登壇〕

○15番（遠藤憲子君） それでは、再質問いたします。

提案者は請願ということ、住民の意思によって議会に請願の趣旨を実現してほしいというのが請願だと思うのですが、今提案者のほうは、御自分の意見とか、そのようなことを述べておりましたので、ちょっと趣旨が違うのではないかというふうに思うんですね。議会として住民の意思をどういうふう to 実現をするかというのが請願だと思うのですが、その辺はいかがですか。

○議長（山越 守君） 19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 遠藤議員の質問にお答えします。

全く遠藤議員のおっしゃっている意味は理解できますし、賛同できるものであります。しかしながら、その賛成するという事は、書いてある内容も全て議員として了承しますということになるかと思しますので、議員の立場でやはり内容もきちっと表明しておいたほうが、考えのそごがなく、やるべきだと思って、今回このような屋上屋になるかもしれませんが、提案した次第でございます。御理解のほどよろしくお願ひします。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、数点質問をさせていただきます。

今、請願を同様の住民説明・意見交換会の開催を求める請願が出されていることを否決し、改めてこの同様の決議が提出された根拠について、理由は遠藤議員からのお尋ねで、これがやはり私もいささか腑に落ちない点があります。でも、これは議論をしても多分すれ違いだと思いますので、その先、お伺いをしたいというふうに思います。

この請願の中では、住民説明、そして意見交換の開催を求めているわけでありましてけれども、今回、柳井議員の提案は、住民の意見を聞く機会を求めるということに特化をいたしました。まず、この理由について伺います。見解の、まずそれが1点ですね。

それから、先ほど説明の中で、その請願の理由及び内容の中で、若干その看過できないような内容が含まれているので、議員としての立場として、これは自分なりの答えを出すべきだということで決議を提出したというふうに私は受けとめたのでありますけれども、こうした市民と、そして議員の立場、見解の相違があれば双方の、それぞれの見解の違いを埋めていく作業というのが必要になるというふうに思うのですが、その件をどういうふうに続けてやっていこうとするのか、それがこの件では見えてきませんのでお尋ねをいたします。

それから、次に段落の4段目になりますかね、ひたち野地区への中学校を新設することに伴うという云々があります。これは教育委員会の説明を前提としたものであります。これを前提とした根拠をまずお示しをください。

それから、次に昨年、柳井議員も昨年9月の定例議会で新設を求める決議を賛成した1人であると思ひます。そのときの賛成したという議員が今回提案者となって、この内容でありますけれども、この決議の中では、その賛成、新設を求めるということに対してはもちろん触れてはございませんけれども、トーンダウンしているような印象を私は持つわけでありまして、その点についての考え方を確認をさせていただきたいと思ひます。以上です。

○議長（山越 守君） 19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 須藤議員の4点ですか、の質問にお答えします。

まず、特化した理由、意見を聞くことに特化した理由について申し上げます。これは、私は1月31日の説明会のときに、市の教育委員会が説明、しっかりとやりました。もう説明責任者としては十分やったと思いますが、あれが非常に聞いている側からしたら、評判がよくなかったんですね。なぜよくなかったかというところ、もうその説明は、来ている人はもうわかっていることだよという雰囲気が表情にあらわれているところがあって、もう説明はいいから、意見を聞いてくれ、私たちの意見を聞いてほしいという声を、何人かの声を耳にしました。それで、説明会は必要ないと私は言うてはいません。まず、聞いた上で、聞けばその後、やはり理解するには説明も必要でございます。そういうことで、まず聞くことを第1番に、重点に対応していただきたいということで、1番はそのようにしました。

2点目、ちょっと2点目、教えていただけますか。もう1回、その場で。簡単に。

○8番（須藤京子君） 見解の相違を住民と、それから教育委員会との見解の相違があるというふうに受けとめられるものではないという提案説明の中にありましたね。その点について、市民の受けとめ方と隔たりがあるのであれば、それを埋めるために説明を聞く必要があるということについてを、どういうふうに考えているかと。

○19番（柳井哲也君） 今、1番で一緒に述べてしまいましたので、了解いただきたいと思います。

3点目は、何でしたっけ、教育委員会が……。

○8番（須藤京子君） 次の段落です、次の、はい。そこは、教育委員会の説明を前提とした論拠になっているけれども、その点については。

○19番（柳井哲也君） これは、教育委員会では全く触れていません。これは私が勝手に、何ていうのですか、教育委員会の説明とは別に、一般市民の支持を得るには、こういう考え方で進めれば、中学校も状況によっては新設できるんじゃないかということで、そういう観点から、中学校新設を求める場合はアプローチしていくべきではないかということで書かせていただきました。以上でございます。

4点目は何でしたっけ。4点目にお答えします。中学校は新設するためのいろいろな住民活動とかいろいろありました。私も共鳴できる点は多々持っています。できればそれに応えていくべきではないかという意見、今でも変わりません。しかし、進め方とその問題は別だと思っております。しっかりと住民と市との話し合いをなされた上で、それとまちづくり全体の中で市政が進めていかれるよう、今回の決議案を出させていただきました。

私の意見は、あのときの考えと全く変わっていないことを申し上げて、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（山越 守君） 8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） それでは、再質問をしたいと思います。

まず、意見を聞くことに特化したということについての説明で御答弁でしたけれども、やはり意見を聞くだけで、果たして、反対に言う住民が納得できるのか。この溝を埋めるためには、相互の理解が必要であるというふうに考えられます。そうした場合に、意見を聞くだけ聞いておいて、あとどうなるんだということが実感できないとしたら、こうした機会をただ設けるだけではだめだというふうに思います。当然意見交換が必要だと思います。市は市の立場としての説明、そして住民は住民としての意見、相互に語り合う場が必要であるというふうに思いますが、この語り合う場ということに、これを考えていらっしゃるのかどうかという点を、まず確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、次のところで、私が指摘をした、教育委員会の説明を是とした上で、柳井議員はひたち野地区の中学校を新設することに伴うさまざまな影響を考えれば、ひたち野地区のみならず、広く市内全域の市民の皆様、その内容をお知らせすることは当然ですというふうに書いていて、その後、ひたち野地区の人口増加が一定期間後にとまってしまうことが明確にわかっていながら、それでも新設していくという意見は、市内全域の市民の皆様には理解していただけないでしょうというふうに断罪しているんですね。こういうことをおっしゃっている方が、ひたち野の新設を私は実はちゃんと応援していますというふうには、どうしても思えないのでありますが、こうした文章を撤回する考えはないかどうかお尋ねをいたします。

それから、先ほどのその答弁の中でも、その遠藤議員の中にもありましたけれども、市民の方のその発言が、失礼しました、理由及び内容の中に、虚偽の説明という、執行部が説明したものを住民の側は虚偽の説明をしたと受けとめていると、こうした過激な文章は、議員としては見過ごすことはできないということでありましたけれども、こういう感想を持たざるを得ないようなところに、住民は追い込まれているというふうに私は思いました。それは、牛久市が発行するさまざまな文章等でそういう気持ちを抱かざるを得ないということだったというふうに思います。その点の意味からも、十分な意見交換が必要であると思いますが、その点について十分に御説明をいただきたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 須藤議員の質問に再度お答えいたします。

須藤議員のおっしゃっていることと、私の考えていることは、第1番目の双方の理解というところでは、意見の違いは全くありません。双方の理解がなかったら、意見を聞く意味など全くありません。まず、あのときの、もう住民は、いいんだよ、わかっているよ、俺たちの意見を聞いてくれよと、それをもっと重点を置いて実施していただきたい。その後で説明は十分であろう。話し合いはもちろん合意を得るまでやるべきだと思っておりますが、まず第1番に、意見を聞く場を持ってほしい。よろしくそのあたりお願いします。

2番目の教育委員会の考えを是とした上で、私のこの変遷が、考えの揺れがあるんじゃないかという意見がありますが、先ほども申し上げましたように、私の考えはあのときの意見と全く変わりありません。何かこの間、17人は賛成したとか書いてありましたけれども、私はあのとき、登壇して述べたことも、もし思い出していただけたらと思います。それ以上は言いません。あのときちゃんと私は、こういう形で賛同いたしますと、はっきりと言いました。賛同したのです。その考えは今でも変わりません。よろしく願います。

それから、3番目の住民はこの間のことについて、請願の内容がこういうふうな文章になるまで追い込まれているんだと。それも理解できます。しかし、理解できることと、そのままこういう形でどんどんやっついこうというのは、また議員の立場では違うと考えましたので、このような、もう一度議員の立場から提出して、この問題をしっかりと解決していこう、そういう気持ちで請願を出した人たちも納得できるような答えを出していきたい、そういう思いでございます。御理解いただけたらと思います。

○議長（山越 守君） 16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 請願を否決しておいて、決議案をあえて動議で提出したということなのですが、柳井議員のその提出した決議について、その住民の意見を聞く機会を求める、それはもう当然のことであると思うのですが、住民から出たその請願と、今回出されたその決議案というのは、中身は違うわけですね。請願のほうについて言いますと、請願項目事項としては、市長が責任を持って出席してほしい、これが第1番目にあるわけですね。2番、3番、4番というのは、もう開催の方法ですよ。1カ月前以上に開催広告をしてほしい。それから、土曜または休日に、ひたち野地域を会場として公開で開催してほしい。また、継続的に開催してほしい。こういう内容なわけですね。

それに対して、この動議のほうでは、1つには、中学校新設問題について内容説明よりも市民の声を広く聴取することに努めること、この広くということが私は1つの問題点かと思っております。ひたち野地区に特化した問題でありながら、市民全体から意見を聞けという、そういう内容に受けとめますが、その点はどうか。

それから、2点目にこの問題がひたち野地区だけに影響する問題ではないことに鑑み、さまざまな手段を講じ市民の理解を深める一層の努力を行うことというふうにあるのですが、これはまさに教育委員会がチラシを出したりして言っている趣旨と大変重なるわけなのですが、こうしますと、その決議については住民の意見を広く聞いてほしいと言いながら、実は教育委員会の考えをみんなにわかてもらおうというふうにしかならないわけなのですが、その点について伺います。

○議長（山越 守君） 19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 鈴木議員の質問にお答えいたします。

内容説明よりも市民の声を広く聴取することに努めることの、広くという言葉をつまみ取っての質問であります。とにかく広くといっても、意見を言ってくる人たちは、思っている関係住民がほとんどになるかと思えます。ただ意見を出してくださいと言ったところで、関係ない住民は余り関心がないものと思えます。これは、関係住民というものを頭に入れながら、市民の声という形で書いて、特に意図はありません。教育委員会の指導も受けていません。私がしっかりとつくりましたので、御理解いただきたいと思えます。

それと、第2番目の質問であります。これは個人的なあれかもしれないですが、私は執行部がこのあたりで人口増加、頂点に達するんですよという説明は何度も受けています。それについて、受けていても、学校はつくろうという意見が牛久市全体でどれだけ支持されるかということは頭に常にあります。私個人ですよ。私はそれに対して、ここの後半の文面に書いてあるとおりで。子供たちがふえ続ける状態を云々と書いてあります。こういう観点からの意見を、できたら請願を出す方々にも触れていただけたらなと思って、ここを書かせていただきました。御理解のほどよろしくお願ひします。

○議長（山越 守君） 16番鈴木かずみ君。

〔16番鈴木かずみ君登壇〕

○16番（鈴木かずみ君） 非常にわかりづらい答弁であるのですけれども、1つは、この決議案の文中のちょうど真ん中あたりに、先ほども例に出されていましたが、ひたち野地区の人口増加が一定期間後にとまってしまうことが明確にわかっていながらというふうにありますけれども、これは非常に大きな問題をまちづくりという点で含んでいると思うのです。旧牛久地区、たくさん学校がありますけれども、全て同様な問題がある、同様のことだと思います。それでは、三中が要らなかったのか、それから南中が要らなかったのかというふうになります。なぜひたち野うすくだけ強調して人口減ということと結びつけて、そうしたまちづくりを考えるのか。その点について伺いたいと思ひます。

それと、もう一つ、請願のほうの項目の中で、市長が責任を持って出席することというふうにあるわけですね。それを市長は出させないための決議案なのかなというふうにも思うのですけれども、答弁は後でしてください。これは前回の1月31日のその説明会のときに、市長は2階の上から見おろしていたわけですね。教育委員会が必死になってその答弁をしたり説明したりしているのを上から見ていたわけですよ。そういう状況のもとで、果たして教育委員会の人たちが本当に子供の立場に立った説明ができていたかということ、非常に疑問でありました。その点について市長、そういうことを住民も見ている、市長にあくまでも説明を求めたいという意味だと思いますが、その点についてはどう考えるのでしょうか。以上です。

○議長（山越 守君） 19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 鈴木議員の再度の質問にお答えします。

一定期間たつと、人口増加がストップしてしまうというのを、問題について鈴木議員と私の考えはほとんど変わりありません。私は、そうじゃないですよ、私はこの考えが嫌いなんです。とまってしまうよということが嫌いなのです。だから、ふえ続ける形をどうしてここに出てこないのかなと思って、私はふえ続ける形をつくって、これを提案した次第でございます。だって、これじゃあ、もうこれはわかっているって、どちらもやっているんですよ。執行部はここでとまってしまうという説明をしているじゃないですか。それで、議員の側もそれは認めているんじゃないですか、ほとんどの人。（「誰が認めているのか」の声あり）いや、だって満杯になったら、どうやってふえるのですか、人口が。

○議長（山越 守君） 静粛に。柳井議員に申し上げます。鈴木議員の質問に対しての答弁をお願いいたします。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 大変失礼しました。

第2番目の市長が出席することについては、私も賛成です。しかし、この間の地元説明会のやり方で、市長が出てきても、もう、何ていうのですか、団体交渉の、組合の団体交渉の最終段階の、何をやっているんだという感じの雰囲気になっちゃっていて、あれでは……。〔問題だよ〕の声あり）大変失礼しました。

〔団体交渉を何だと思っているんだ〕の声あり）取り消します。ただ、あの話し合いの状況はできそうもないように感じたので、その前に十分聞く耳を持ってほしいということで、これを提出させていただきました。私の今の発言の一部については取り消しをいたします。以上でございます。〔聴取不能〕の声あり

○議長（山越 守君） 傍聴席は静粛に。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 労働組合の云々の件については取り消させていただきます。大変失礼しました。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） それでは、柳井提案者のこの決議についてちょっと質問します。

今話を聞いていますと、同調しているわけですね。問題点についてこのようなことはどうしてなのかというふうに聞かれますと、同じような意見なわけですね。そうしたら、この新たな決議を出す必要性はどこにあるのかということを変疑問に感じておりますから、その辺についてですね。

それと、やはりこの市民のほうから出てきました請願、やはり執行権者で一番責任の重い市長が十分に説明する必要があるわけですね。その中で、やはり住民の判断というものを仰ぐのが一般的なのです。それが2階のほうで今話を聞いています。私は参加しなかったもので、ちょっとその辺のいきさつはわかりませんが、手を振っていたというような状況では、執行権の一番責任者がちょっと問題ではなからうかと

いうふうに考えておりますので、やはりこの請願のほうの意見の請願事項ですね、このものの一番市長が説明責任があるだろうということは、住民のたつての要望である、その一番に記入しているところでありますから、この辺にやはり今決議の問題で議論されているわけですけれども、一言も決議の中には明記されておりません。その辺について再度お尋ねいたします。（「再度、1回目でしょう」の声あり）私は1回目ですけれども、何回か今回僚議員が質問しましたので、その辺について柳井議員にお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 黒木議員の質問にお答えします。簡潔にお答えします。

1番の件なのですが、請願における理由及び内容が、議員として認められないということで提出させていただいたことは、先ほど述べたとおりでございます。

2番目の市長が出てきて説明をしてしかるべきであるということについては、私も全く同じ意見です。以上です。

○議長（山越 守君） 9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 今の柳井議員の答弁なのですけれども、この記の中に、市長が住民に先頭に立って説明するというを入れる気はあるのかどうか、伺いたいと思います。やはり議員の立場ということは、市民の立場を代弁するというのが基本中の基本であるわけですから、先ほども同僚議員が言っていましたように、請願はこれはどのような過激な表現であれ、これはあくまで市民が提出してきているということも考えていただきながら、今柳井議員に質問したことをお答えいただければと思います。以上です。

○議長（山越 守君） 19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 黒木議員の再度の質問にお答えします。

市長が出てきて説明をするべきだということを決議案の中に入れる気はないかということについてお答えします。私は、今回の決議案については、とにかく、とにかく聞く耳を持ってほしい、それを第1番に掲げ、十分聞いたなら市長に出てきて、それを説明してほしいということは、2番手にあることは当然であります、考えは同じですが、とにかく聞いてほしいということを強調して出す決議案でございますので、そこに市長云々を入れるわけにはいきません。よろしく申し上げます。（「聴取不能」の声あり）

○議長（山越 守君） 静粛に。7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 提案者の柳井議員に質問をさせていただきます。

柳井議員は先ほどから、請願の趣旨については十分理解できると。ただ、この中の説明なり内容なりの中で、過激な表現、特に具体的には虚偽の問題を、言葉を使われているわけですが、3つほど出ているかというふうに思います。これの中身については考えたことはあるのでしょうか。この間、教育委員会から3つのチラシ、そしてその後、さらにもう一つチラシが出されています。その内容について考えたことがあるのかどうか、ひとつお聞きします。

そして、その中で教育委員会が、先ほども私は申し上げましたけれども、例えば建設費の問題。新設する場合に建設費がどのくらいかかるのかといったところで、実際にはプールの建設費は要らないにもかかわらず入れている。そして、校舎の建設費は増設の費用まで入れている。さらに、土地取得の費用については、タキイ種苗の土地やひたち野うしく小学校の隣にあるにもかかわらず、これをもし購入した場合の費用について出すことなく、市街化区域で買った場合の値段で計算をする。この問題については、柳井議員も以前にタキイ種苗ではなくほかの安い土地があるようなお話もあったのではないかというふうに思います。

私はこれらの建設費用の問題については、過大表示だというふうに指摘をさせていただいております。そして、他方でクラス数については過少表示を行うと。柳井議員はこういった過大表示、過少表示というのを、社会一般で何というのか御存じでしょうか。虚偽というのではないのでしょうか。これが、どこが過激な、激し過ぎる表現なのか。そのことについて質問をいたします。

それと、もう一つ、請願事項の問題のところでは、請願者のほうには、先ほどから市長が責任を持って出席すること、これは第一項目です。それだけでなく、2番目に、ひたち野地域の中学校新設にかかわる住民説明・意見交換会と題する表題で開催広告すること。そして、3つ目に、公式行事のない土曜あるいは休日には十分な開催時間を設定し、ひたち野地域を会場として公開で開催すること。そして、4つ目に、6月30日までに開催をすることということが書かれているわけですが、これらの4つの問題というのは、何も激しい内容では全くありません。

さきの1月31日の説明会がまさにこれらに反する、そういった説明会であったからこそ、こういった請願内容というものが具体的に出されたのではないかというふうに思いますが、このことについて柳井議員はどのように考えるのか。そして、もしそれが賛成であるということならば、それを柳井議員が今提案した決議案の中に盛り込む気持ちがあるのかどうか。このことについて質問をいたします。以上です。

○議長（山越 守君） 19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 杉森議員の数点の質問にお答えします。

虚偽の説明ということで、3カ所書いてあって、そのことについてまさに虚偽じゃないかという、今話がありました。常識的には虚偽なんだよということでありましたけれども、議会において執行部と議員がやりとりしている内容をそのまま、この間の1月31日の説明会でも再現されたわけですが、議会でやってい

ることが虚偽であると、執行部は虚偽を言い続けてきたということを言っているんだと思います。そういうことでありますが、私は議会のルールにのっとってこれまでやってきていますし、1月31日の説明もきちんとルールにのっとってやってきており、虚偽があったとは思っていません。ただ、意見の相違はあります。考え方のベースがお互いに違いますから。そのあたりで内容が今回の請願ではとてもこれを認めるわけにはいかないので、私はこれを否決するわけなのですが、それで新たに出したわけなのですが、だからといって、その請願の最後の書いてあることが納得できないとは言っていません。だからもったいないなと思って、提出した理由はそういうことなんです。理解をするためにいろいろ努力することは十分認めます。だから、その請願の理由と内容がもうちょっと誰もが納得いくようなものになっていたらなど、しみじみ考えております。

以上で、直せといっても、もう決議案は出してありますので、よろしく、上程しましたので御賛同いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（山越 守君） 7番杉森弘之君。

〔7番杉森弘之君登壇〕

○7番（杉森弘之君） 柳井議員の御回答ですけれども、幾つか抜けているところがありますので、それも含めて再質問とさせていただきます。

1つは、私は、柳井議員が先ほど、私が何か執行部はうそばかり言い続けてきたかのように言ったというふうに表現をされていますけれども、私はそのようなことは一言も言っておりません。先ほど申し上げたのは、教育委員会が出したチラシ3枚の中で、具体的に過大表示、そして過少表示、こういったものが書き連ねられているということ。この事実があるのではないですか。そして、それを社会一般では虚偽と言うのではないですかということを質問をしたところです。これについて柳井議員の回答をお願いしたいと思います。

それから、柳井議員のこの決議案の中で「記」と述べているところ、具体的な事項だろうというふうに思いますけれども、要求事項だと思いますけれども、これについては、先ほど申し上げた4項目については、それを入れる、それについて賛成なのか反対なのか。そのことについてお聞きします。

それと、もう一つ、柳井議員のこの決議案には、タイトルは住民の意見を聞く機会というふうになっているわけですが、具体的な要求項目になると、住民という言葉は一言も入っておりません。これはなぜなのか。このことについて質問をいたします。

○議長（山越 守君） 19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 杉森議員の再度の質問にお答えします。

過大表示、過少表示は、虚偽に近いんじゃないかということの先ほどの説明、全く私の言い方がちょっとふさわしくなかったかもしれませんが、あくまでも私は先ほどベースが違うと言いましたけれども、この立

場の違いでお互いにこれ、教育委員会とそういうその数字だろうという側の対立というのですか、意見の相違というのは、なかなかベースが違うので、埋めるのは難しいと思います。だから、それについて意見の相違があることについては仕方のないことであり、私がここで、いや、それは執行部のほうが間違っている、議員の意見が間違っているという問題ではありません。よろしくお願いします。

それから、記す、「記」の下のあれを納得するかしないかの問題なのですが、少なくとも地元説明会をやってほしいというものについては、私はもうそれは聞いてからでいいんじゃないかと思って、そういうことの答えでございます。

もう一つ、表題には住民と書いてあり、下には市民と書いてあるということについては、緊急につくった文章であり、私の表現ミスでございます。（「答弁漏れ」の声あり）

○議長（山越 守君） はい、どうぞ。自席で。

○7番（杉森弘之君） この要求項目の中に、請願の具体的な項目のあれを入れるということについて、私の気持ちはこうですということはいいのですけれども、それをやる気があるのかないのかということについて私は質問したのです。ないというならばない、あるというならばある、そのことについて答弁をお願いしたいと思います。

○19番（柳井哲也君） 請願に対して答える形で決議案を出したものですから、そのとおり受け取っていただけたらと思います。そのとおり御賛同いただけますよう、よろしくお願いします。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） まず、柳井議員、議会運営委員長の立場にある柳井議員に、まずお尋ねしたいのは、地方自治法というのをあなたはよく御存じだというふうには私は理解をしておりますが、議員というのは住民から選ばれた住民の代表であります。したがって、議会の中での発言というものは、個人的な意見を慎むべきというのが自治法で述べられております。当然これを知っていて、あなたは再三にわたって個人的な意見、個人的な意見と言いました。これは正しくないと思うのですが、どのように考えるのか、まずお尋ねをいたします。

それと、柳井議員が提案をされたこの案についてですが、住民の意見を聞く機会というのは、どういう機会なのか。この機会というのは、説明会・意見交換会というものに入らないのですか。これが入らなければ、住民の意見を聞く機会というものは限定されたものになってくると思います。柳井議員が言われる住民の意見を聞く機会というものはどういうものなのか、お尋ねをいたします。

それと、請願の理由及び内容について、柳井議員は虚偽という言葉、請願の要旨の中に虚偽が1カ所、請願理由及び内容について、この中に2カ所虚偽というのを書いてあります。これが気に入らないということでありました。ならば、議会としてやるべきことは、そしてまた虚偽ということが間違っているというふう

に判断する方が多ければ、当然住民の説明会なり意見交換会を開いて、住民の方にこの虚偽ということをはっきりと示していただいて、そして判断するというのが、議会としての役割ではないですか。この点についてお尋ねをいたします。

それと、柳井議員の決議案の中で、人口の増という問題は触れております。私も長く議員をやっておりますけれども、これまでたくさん小学校、中学校が、教室が足りなくて新築してきました。どの学校においても、私は新築をするべきか、増築をするべきかという説明会を一度も聞いたことはありません。さっき同僚議員の中からありましたように、じゃあ南中は要らなかったのか、または三中は要らなかったのか、下根中も要らなかったのか、そのような話になってくるわけでありまして。議会の中で、市長及び教育委員会の中での答弁で、人口の伸びは当然とまると。それはもう私たちも十分承知のことです。そういったものを前提に全ての新設をした小学校、中学校があるのではないですか。これまでに新しくつくってきた小中学校で、まだまだ人口がふえていて教室が足りなくなるというような学校が果たしてあるのでしょうか。そして、また今後5年、10年先に、今現在ある小学校、中学校の人口がふえるというところがあるのでしょうか。柳井議員が言われている決議案にある内容自体が、これまでの牛久市のまちづくりを否定するものだと私は言わざるを得ないので、その点についてお尋ねをいたします。

次に、請願事項の問題ですが、ほぼ同じような内容だというふうに言うのですけれども、その先ほども何度か触れておりますけれども、4つ請願事項があるわけですね。この趣旨には問題ないような形に私は受け取れるのですが、ならばなぜこのような決議案、否決をして決議案を出すのかというのが理解できないわけです。請願というのは請願法という法律によって認められて、住民が議会に提案をするものであります。それを否決して、そして内容についてはそう変わらないと言っておきながら、新たな決議案を出すということ、これは非常に矛盾に感じます。この点についてお尋ねをいたします。

それと、請願文の中で、市教育委員会の方針が十分に理解されるとは言いがたい状況であるというふうに言われております。だからこそ住民に対する説明会なり意見交換会を開く必要があるのではないですか。これを言っていることとは矛盾しています。この点に矛盾を感じないのかどうか。

それと、教育委員会との見解の相違があり、額面どおりに受け取れるものではないと考えると。その教育委員会との見解とありますが、先ほども言いましたように、議会というのは住民の代表であります。住民の意見を反映していくというのが議会であり、その議会での意見、そしてまた住民の意見と教育委員会の相違があれば、それこそ住民の説明会を開いて、これを解消していくというのが我々議会であり、議員の役目ではないですか。この点についてお尋ねをいたします。

○議長（山越 守君） 19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 利根川議員の質問にお答えします。

個人的意見を言っているかと思っっているのかということがありました。反省しております。住民の意見を聞く機会と言っておきながら、説明会は余り請願と違わないんじゃないかということについてなのですが、私もそれはそのように、利根川議員の考えと全く同じです。同じであります、それでは理由とか内容はこれでいいのか。それは認められないと先ほど申し上げたとおりでございます。そこところは御理解いただきたいと思ひます。何度も説明したとおりであります。

虚偽の説明について、3カ所を書いてありますよ、これね。虚偽の説明だということ。これははっきり説明すべきではないかということについても、全く利根川議員の考えと同じでございます。ただ、そのやり方を地元説明会、この間と同じようにやっても、また執行部が主導権をとって説明をし続けるんじゃないか。その前に、説明の前に聞いてほしい。その思ひを何度もここで、また言わせていただく次第でございます。

それから、牛久市のこれまでのまちづくり、否定しているのではないかとありますが、そのようには考えておりません。とにかく今回のひたち野うしくの中学校問題については、片方では人口はこれで、このときでピークになりますよという説明をしています。それについて誰もが納得できる形で進めていければと考えておるところでございます。

それから、矛盾、請願事項、見解の相違ですね、見解の、何の質問をされたかちょっとわからないですが、総体的に利根川議員の考えと違ひはございません。違ひないんですよ。違ひないのですが、理由と内容、請願の理由と内容とはとにかくこれで私は賛成ですというわけにはいかないなということで、恐らくほかの議員もそういう議員、ほとんどじゃないかと思っっております。賛同いただけますよう、よろしくお願ひします。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 私の言うことに同意してもらえらるなら、当然撤回するべきであり、前回の請願を採択してほしいというところでもあります。大分柳井議員のほうでは、虚偽の問題が挙げられているようですが、その中で、私はこの3つ挙げられておりますけれども、何が虚偽であったかという問題については、私なりに判断しますと、その1つは、ひたち野うしく地域に土地を購入し家を建てた人たちのほとんどの人たちが、当初の区画整理の計画を見て、あの地域に中学校が建つということで購入し転居してきた人が多数おられるということでもあります。これがなくなったということが虚偽になるのではないのでしょうか。そして、その区画整理の計画書では、小学校は2カ所というふうになっておりました。現在、今URのほうではこの販売をしているそうでもあります。運動公園の前のところの土地ですね。そのようなことを計画書を見て購入しているわけです。それをつくらないということになれば、虚偽ということになるんじゃないのでしょうか。私はそのように1つは判断をしております。

それと、チラシによる、同僚議員が言われた建設費の問題、そしてまた昨年暮れに出された、新築には3つの条件が必要だということを書かれております。私どもは、文科省に国庫補助金の担当の職員の方と

話しましたが、こんな限定はありませんと。都合のいいところだけを引き出して書いているようにしか思えないと。そして、新築であれ、増築であれ、牛久から中学校の建設について要求があれば、新築であれ、増築であれ、検討しますと。

そして、大前提に言われたのが、子供の教育を最優先に考えてもらいたいということです。3種類のチラシを見ても、子供たちの教育のことはほとんど触れられておりません。お金のことを取り上げております。例えば50億円かかる。増築ならば10億円で済む。じゃあこの40億円の違いをどのような形に子供たちに還元をするのか。そういった議論が1つも入っていないと。これは本当に教育委員会が書いたチラシですかと。財政担当の方が書いたチラシじゃないですかと。これは文科省の職員が国会議員を前にして私たちに述べたことであります。

これらからいけば、私らが判断するのは、虚偽のものと言わざるを得ない点が多々あるわけであります。一般住民の方はこの虚偽ということは何をもって言っているのか、私どもは明確に聞いておりませんが、私自身、これまでの議会での内容からそのように感じております。

したがって、虚偽ということを柳井議員は非常にこだわっているようですから、先ほども言いましたように、議会が、議員が、責任を持って教育委員会との溝を埋める努力をするのが、まず最初ではないですか。そして、請願書にあるような形の説明会、市長が出席をする説明会なり意見交換会、これを議会が先頭を切ってやっていくというのが、私たち議会の役割ではないですか。それでこそ住民が主人公といえる議会運営ができるかと私は確信しておりますが、柳井議員の再度の考え方をお尋ねいたします。

○議長（山越 守君） 19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 利根川議員の質問にお答えします。

総体的に変な答弁になりますが、利根川議員の考えと全く相違はありません。私もあそこには中学校ができるという予定があったんじゃないかということで、執行部を責めたこともありました。ただ、そのことについて、1月31日は、教育委員会はこんなふうに答弁しています。UR作成の市街化予想図で、用地が示されていたことは確かである。しかし、牛久市及び教育委員会が中学校の新設をすと言及したことはありませんという答えがありました。私は書きとめておきました。一番これは大切なことなので、しかしひたひた野うしく地区に住んで転入された方にとっては、いろいろなそういう情報が入っており、そういう説明では納得できない問題だと思います。

だから、利根川議員のおっしゃるとおり、十分話し合いをして住民が納得いくような形で、増設であれ、新設であれ、合意形成に努力していただきたい。そのための住民の意見を十分聞く機会を持っていただきたい。再度提案する次第であります。そういう答弁でよろしくをお願いします。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で決議案第4号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第4号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第4号について採決いたします。

決議案第4号、ひたち野地区の中学校問題の住民の意見を聞く機会を求める決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

決議案第4号、ひたち野地区中学校問題に係る住民の意見を聞く機会を求める決議について、議長は可決と裁決いたします。

よって、決議案第4号は原案のとおり可決いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は16時25分といたします。

午後4時12分休憩

午後4時25分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

申し上げます。本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

ただいま柳井哲也君ほか1名から意見書案第2号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題に

したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号の1件を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定いたしました。

意見書案第2号の1件を議題といたします。



追加日程第4 意見書案第2号 東日本入国管理センターにおける医療体制の充実化を求め
る意見書の提出について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 東日本入国管理センターにおける医療体制の充実化を求める意見書案を朗読により提案理由とさせていただきます。

茨城県牛久市久野町に所在する「入国者収容所東日本入国管理センター」には、外国人の収容者が数多く収容されている。

しかしながら、同センターには常勤の医師が不在であることから、収容者の多くは健康上の問題を抱えていると聞き及んでいる。

ところで、平成26年3月、同センターにおいて、イラン人及びカメルーン人の収容者が相次いで死亡するという極めてショッキングな事案が発生したが、例え収容者といえども、人道上の観点から考えれば、健康上の問題により収容施設内で死亡するという事態は極力避けられるべきであり、その意味で、医師の常勤体制の確保等を含む医療体制の充実化が同センターの喫緊の課題であると判断する。

そこで、国においては、東日本入国管理センターについて、下記に留意した医療体制の充実化に早急に取り組まれるよう強く求める次第である。

1. 常勤の医師を確保すること。
2. 入国収容所等視察委員の視察の際、医療用語に精通した通訳者を配置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

よろしく申し上げます。

○議長（山越 守君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、意見書案第2号についての質疑を許します。ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、意見書案第2号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております意見書案第2号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、意見書案第2号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 討論はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

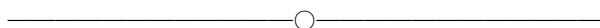
これより、意見書案第2号について採決いたします。

意見書案第2号、東日本入国管理センターにおける医療体制の充実化を求める意見書の提出について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、意見書案第2号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第38、議員提出議案第3号の1件を議題といたします。



議員提出議案第3号 牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。19番柳井哲也君。

〔19番柳井哲也君登壇〕

○19番（柳井哲也君） 牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本件は、第2条の常任委員会に広報常任委員会を追加し、位置づけるものであり、平成27年4月30日から施行するものです。

また、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者、新教育長を置くことなどを内容とする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律とあわせ、地方自治法第121条中、教育委員会の委員長が教育委員会の教育長に改正されるため、条例の一部を改正するもので、平成27年4月1日から施行するものです。

よろしく申し上げます。

○議長（山越 守君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第3号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、議員提出議案第3号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第3号については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

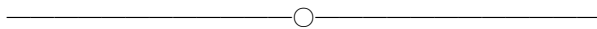
これより、議員提出議案第3号について採決いたします。

議員提出議案第3号、牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、議員提出議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第39、議員提出議案第4号及び日程第40、議員提出議案第5号の2件を一括議題といたします。



議員提出議案第4号 牛久市議会議員政治倫理条例について

議員提出議案第5号 牛久市長等政治倫理条例について

○議長（山越 守君） 提案者に提案理由の説明を求めます。17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 議員提出議案第4号、第5号についての説明をさせていただきます。牛久市議会議員政治倫理条例と牛久市長等政治倫理条例についてであります。

1月21日、臨時議会に提出をした牛久市議会議員政治倫理条例及び牛久市長等政治倫理条例は、否決をされました。したがって、審議の中で御指摘のあった、前回提出の条例案第6条の法第138条の4第3項の規定に基づく審査会設置の問題については、現行条例に基づいて記入をしたわけではありますが、以前何ら指摘されず成立されたもので、そのままにしておいたものですが、再度調査した結果、議長が議会内に審査会を設置することは何ら問題ないと判断できたため、その条項を手直しました。さらに、市民からの審査請求は、議員及び市長等と同等とし、100分の1としました。

特に今回の提案の中で、人権問題、第4条として加えさせていただきました。それは昨年、東京都議会において女性議員に対するセクハラ発言があったことは、人権を大きく傷つけるものであって、周知の事実だと思います。さらに、全国的に女性議員に対するアンケート調査結果でも明らかなように、各議会で女性議員に対するセクハラ発言の報告がありました。当議会においてはそのような事実は現在まで見当たることはございませんが、今後の問題として政治倫理条例に加えるべきと判断し、提案することをつけ加えたいと思います。

そして、市長等政治倫理条例の問題ですが、御指摘がありました、教育長を追加し、再提出をするものです。

議員各位の御賛同を心からお願いをいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（山越 守君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより、議員提出議案第4号についての質疑を許します。12番市川圭一君。

〔12番市川圭一君登壇〕

○12番（市川圭一君） それでは、提案者に質問をいたします。

法令というか、例規制定上の問題点としまして、2点ほど挙げさせていただきます。

牛久市長等政治倫理条例第14条に規定する牛久市政治倫理審査会委員の報酬を定める牛久市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が上程されていないということ。また、現在の牛久市政治倫理条例第7条第3項の規定により、委嘱されている牛久市政治倫理調査特別委員会委員、これは7名になりますが、これは継続されるのかどうか、この2点について御質問いたします。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 今定例会に提案されている議案、教育長のことではないかというふうに思うのですが、私どもの調査した中では、現在の教育長は、任期期間中は現行どおりというようなことを聞いてお

ります。それと、政治倫理審査会の問題につきましてですが、これは現行どおりというふうに受け取っても構いません。この項目につきましては、当然議会のほうで市長の政治倫理審査会というものを設置することはできる。これは先ほど言いました地方自治法138条ですか、において定められた問題でありますので、この点につきましては、現行どおりということで御理解を願いたいと思います。

○議長（山越 守君） 12番市川圭一君。

〔12番市川圭一君登壇〕

○12番（市川圭一君） そうすると、今私が当初質問させていただいた中で、このまま変更なしでそのまま現行どおりの形で出すと、修正する場所はないということで理解してよろしいのでしょうか。今の、先ほど言いましたが、14条に規定する政治倫理審査会委員の報酬を定める牛久市特別職の職員で、今教育長という話もありましたが、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例が、この中には上程されていないということで理解をしてよろしいのでしょうか。

それと、先ほど言いましたが、審査委員ですね、これは第7条第2項の中には、調査委員会は委員7名をもって組織する。第3項では、調査委員会の委員は社会的信望があり、地方行政に関し識見の高い者のうちから規則で定める選出基準により市長が委嘱するとありますが、これはそのまま、先ほど言いましたが、継続をされるということで理解してよろしいのか、お願いいたします。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 費用弁償、報酬等の問題ですが、私どものほうの調査では、現教育長の任期期間中は現行どおりというふうな、調査の結果、そのように伺っております。

それと、政治倫理審査会の問題につきましてですが、先ほども言いましたように、これは継続という形で進めていきたいと。それで、最終的には、この条例の施行に関し必要な事項は市規則で定めるということであって、必要な文言につきましては、議会で規則等を決められるものであれば、決めていけるのではないかと。しかし、これは地方自治法第138条に基づく審査会等の設置の問題の細かい内容につきましては、これは前回、板倉議員のほうから指摘がございました、議会としてはそのようなことはできないのではないかとということもありました。

したがって、私どものほうとしては、現在ある規則をそのまま準用したいというふう到现在考えております。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。10番村松昇平君。

〔10番村松昇平君登壇〕

○10番（村松昇平君） 2点ほど質問させていただきます。

牛久市長等政治倫理条例第7条で、「市長等は」ということで、資産等報告書の提出が求められています。

ですが、牛久市議会議員政治倫理条例では、資産等報告書の規定はされておられません。これはどういう理由なのか、1点目でございます。

2点目です。牛久市議会議員政治倫理条例の第7条で、有権者の100分の1以上の署名で審査請求ができると定めてあります。市長のほう、牛久市長等政治倫理条例第13条では、1人でも請求できるものと、市長等のほうがより簡単に調査請求ができるとなっているのはなぜなのか。

以上2点、質問させていただきます。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 資産報告につきましては、前回の提案のときにも説明をいたしました。扶養等の問題で資産が分かれている問題ですね。そうしますと、正確な資産ということにはならない可能性が、例えば住宅の問題、さらには納税の問題等、これらが違ってくる可能性が非常に高いということで、前回のときにも説明をいたしました。それで、私どものほうとしては協議した結果、今回は議員のほうの資産公開というものは全会一致で提案をできなかったものでこのようにしたと、それは前回は申し上げたとおりであります。

それと、調査権の問題ですが、請求権について議員のほうは100分の1の署名ということではありますが、市長のほうには13条で、市民の調査請求権の、先ほど1名というふうに言われましたけれども、人数は書いていないわけでありまして、私どものほうとしては、この点につきましては、市民の調査権の問題につきましては、市長等については国の法律に基づいて資産の報告義務というものがああります。現在牛久市においてもホームページには閲覧できるようにはなっておりませんが、情報公開によれば1人でも閲覧することができます。

したがって、私どものほうとしては、その人数を明確にしたほうがいいのかという問題につきましては、1人でも閲覧できるもの、1人でもそういった調査請求権はあるのではないかとというふうに考えております。以上です。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 議員提出議案第4号、牛久市議会議員政治倫理条例と、そして議員提出議案第5号、牛久市長等政治倫理条例について質疑を行いたいと思います。

この4号、5号を読み比べてみますと、内容についてでありますけれども、契約等に関する遵守事項についてでありますけれども、契約に関する内容、企業の内容が、牛久市議会議員政治倫理条例のほうでは、第5条第3項の（1）と（2）の規定の中では、議員のほうが出資金5%以上の企業、また年間60万円以上の報酬を受けている企業と規定されているのですけれども、これに対して、市長等政治倫理条例第4条第2

項の（１）と（２）の規定の中では、出資金、市長のほうが出資金３分の１以上の企業、また年間１００万円以上の報酬を受けている企業と規定されております。市議会議員のほうがより厳しい規定となっているように思いますが、この考え方についてお伺いをいたします。

○議長（山越 守君） １７番利根川英雄君。

〔１７番利根川英雄君登壇〕

○１７番（利根川英雄君） 前回の議会で尾野議員はその問題について質問をしておられなかったのですが、また何でこんな、この問題を質問するのかちょっと理解できないのですが、前回は何で教育長が入っていないのかと、何かこちらが提案すると、そのたびに何か問題があるような言い方をするようなのですが、私どものほうとしては、市長と議員の権限というものが全く違うし、報酬も違うし、社会的な責任の問題からいけば、牛久市の最高責任者です。最高責任者である以上、私どものほうとしては、この程度が妥当ではないかと。そして、また先進地の事例に基づいて、この程度のもものが掲げてありました。金額が多い少ないという問題では、私どもはないというふうに考えております。政治倫理というものの自体が、住民の代表であり、そしてまた牛久市の最高責任者が、私どもは例えこの金額がこれほどいかになくても、これに対して問題があり、指摘されたり、新聞報道等があれば、これはこれに値するののかという問題も含めて、市民のほうからそういう調査という要求があるというふうに思います。

したがって、私どもは、この金額について何ら矛盾を感じてはおりません。この問題につきましても前回、同僚議員の中で同等の質問があつて、同じような回答をしたと思うのですが、以上であります。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。２番秋山 泉君。

〔２番秋山 泉君登壇〕

○２番（秋山 泉君） 私のほうから、提案者に１点お伺いいたします。

職務関連犯罪による有罪確定後の措置について、議員にあつては、牛久市議会議員政治倫理条例第１７条の規定により、市民全体の代表者としての品位と名誉を守り、市政に対する市民の信頼を回復するため、辞職手続をするものと定められております。議員提出議案第５号の市長等にあつてはそれが規定されておられません。このことから、有罪確定後の措置が議員のほう重いのはどういうことなのか。せめて同等と私は考えております。

先ほど提案者は、市長は最高責任者であるとおっしゃいました。それならば、なお片手落ちではないかと考える次第であります。その点についてお伺いいたします。

○議長（山越 守君） １７番利根川英雄君。

〔１７番利根川英雄君登壇〕

○１７番（利根川英雄君） その点につきましては、市長に対する、例えば辞職勧告決議案だとか、そういう文言につきましては、政治倫理条例より上の問題、上級法の問題であります。したがって、政治倫理条

例の中で市長は辞任すべきだということを議会として言えるものではないと。やるならば、議員の発案によって議長不信任決議案を提出するということであり、そういった文言は……。(「市長」の声あり)失礼いたしました。市長ですね。市長不信任決議案なるもので、議会での議決を経てやるもの、これはもう政治倫理条例違反であったとしたらば、当然議会としてやるものであり、ただ政治倫理条例の中に私どもとしては越権行為になると、上級法ですからね、これはもう地方自治法ですから、越権行為になりますから、条例が法律以上のことをできないというのはもう、これは常識のことです。以上です。

○議長(山越 守君) ほかにありませんか。20番中根利兵衛君。

[20番中根利兵衛君登壇]

○20番(中根利兵衛君) 倫理条例について質問を行います。

まず、1点目に、この倫理条例を何名でつくられたのか。利根川議員が提出されておりますので、1人でつくられたのかどうか。第1点です。

2つに、この議員と市長等に分けた理由は何かと。市民の信頼を確保するという点では、私は議員でも市長でも同じじゃないかというように思いますので、その2つに分けた理由をお尋ねいたします。

3つ目に、政治倫理条例については、私は厳しい条例であってもよいと思っていますが、これは議員一人一人にかかわってくる問題であります。したがって、特にこの政治倫理条例については、代表者会議なり、あるいは全員協議会で調整を図って提出されるべきものと思っておりますが、なぜそれができなかったのかと。この3点についてお尋ねいたします。

○議長(山越 守君) 17番利根川英雄君。

[17番利根川英雄君登壇]

○17番(利根川英雄君) 中根議員の質問にお答えをいたします。

何名でつくったのかって、これは意味があるのですか。先ほども柳井議員が出した決議案について言いましたけれども、個人的な意見を述べるものではありません。したがって、複数、ここには4名の議員の名前が書いてありますけれども、それ以上の議員によって審議をし、提案をしているものであります。中根議員の名前が入っていないからまずいというならば、ぜひ入れさせていただきたいというふうに思っております。

それと、なぜ市長と議員を分けたかということですね。前回否決をしたとき、誰かもそのようなことを言っておりましたよね。全然覚えていないんですね。私どもが提案したのは、まずは議員と市長では立場が違うということ。議員は議決機関、市長は執行機関。これは二元代表制の中でこのようになっております。議員というもの、議会というものは、チェック機能を果たすところであり、議案に対し審議をするところです。市長は、その議案に対し、その議案を提案する者、そしてまた財政運営をする者です。ここでは全く権限が違うわけです。同等のもの自体が、同じものにしていくということ自体に違和感を生じるものであります。

先ほど市川議員のほうから質問がありました審査会の問題ですね、これにつきましても、議会で審査会を

つくることはできても、市長関係のほうの審査会を議会でつくることはできないのです。そういったことからいけば、このような形で2つに分けたということでもあります。

それと、なぜみんなでもっと議論できないのかという、先ほど言いましたように、私から1月21日にこれを提案しまして否決をされました。そして、実は3月10日の日に、議会運営委員会が開かれて、そこに提案するつもりでもおりましたが、残念ながら私はインフルエンザにかかりまして休まざるを得ない状況で、ただ議会運営委員会においては、その10日に議会事務局のほうから、この案を運営委員の皆さんに配付しているはずであります。

ならば、先ほどいろいろ質問が出ましたけれども、約2週間あったわけですね。その間に、それなりの指摘、そしてまた変更内容等、提示していただければ、本日までにこれらの案件、議員政治倫理条例、市長等政治倫理条例の変更もすることも十分可能でありました。なぜそのような意見があれば、事前に私どものほうに提示をしてくれなかったのか。何か意図的なものがあるのではないかというふうに考えざるを得ないので、その点について1点聞きたいと思います。

○議長（山越 守君） 20番中根利兵衛君。

〔20番中根利兵衛君登壇〕

○20番（中根利兵衛君） ただいま答弁をいただきましたが、市長と議員の立場が違うというような答弁でございましたが、市民の信頼を確保するという点では、私は同じだと思います。ですから、別に分ける必要はないというように思いますが、再度この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（山越 守君） 17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 何度も言っておりますとおり、市長は執行機関です。議案をつくり提案をし、そしてそれが認められれば執行する立場です。議会というのは執行部、市長が提案したものを審議しチェックし、そして可決をするもの、採択をするものであります。これが同じですか。地方自治法をしっかりと読んでいただいて、議会と市長と執行部の違いというものをしっかりと把握していただきたいと。私どものほうとしては、これはもう当然別にするしかない。何度も言いますけれども、市長のほうは国の法律等によって資産公開がしなければならないことになっております。そして、毎年市長はその資産の報告をしております。これは市民誰でもその閲覧をすることはできます。しかし、議員は資産報告というものは、国の法律でも定めておりません。ここの違いをよく御理解願いたい。これが全く同等というふうに中根議員は考えられるのかどうか。

○議長（山越 守君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 以上で、議員提出議案第4号及び第5号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議員提出議案第4号及び議員提出議案第5号の2件については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第4号及び議員提出議案第5号の2件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。5番諸橋太一郎君。

〔5番諸橋太一郎君登壇〕

○5番（諸橋太一郎君） 議員提出議案第4号及び第5号に対する反対討論を行います。

牛久市長等政治倫理条例では、第14条におきまして、牛久市政治倫理審査会について規定されておりますが、同審査会の議案につきましては、今定例会に提出されておらず、その役割が不明で、また同審査会委員の報酬を定める条例も提出されておられません。今回提出されました条例の施行日が平成27年4月1日であることから、内容の整合性がとれておらず、また本条例が成立した場合は、委員を委嘱することができないことから、審査ができない状態となるものであります。

また、牛久市政治倫理条例に基づき、現在7名の委員が委嘱されておりますが、当該委員の身分が継続されるのか、しないのか、明確なものとなっております。先ほど利根川議員の質疑の中で、牛久市政治倫理審査会は継続すると答弁されましたが、内容も示されておらぬ条例が継続するなど理解ができません。

以上の理由により、原案に反対するものであります。議員各位の御賛同を心からお願いし、反対討論を終わります。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。20番中根利兵衛君。

〔20番中根利兵衛君登壇〕

○20番（中根利兵衛君） 議員提出議案第4号及び第5号の反対討論を行います。

現在の牛久市政治倫理条例では、市長、副市長、教育長及び議員の政治倫理の基準が統一の内容で規定されておりますが、今回提出されております条例におきましても、前回上程されました条例と同様に、資産等報告書の提出などは市長等のみ定められているなど、条例の内容が、議員のものと市長等のものとの内容が異なっております。市民の信頼を確保するという点では同じであります。その明確な理由も明らかにされておられません。

利根川議員におかれましては、日ごろより全議員にかかわる議案や議会運営については十分は議論が必要

だと申し上げているとおり、現議員の任期が目前に控えている中において、今後の政治倫理の内容を今決めるのではなく、改選後の議員におきまして審議すべきであり、その際には十分な論議を行い、全会一致での制定をすべきものと考えます。

よって、原案に対し反対するものであります。議員各位の御賛同を心からお願い申し上げ、反対討論いたします。

○議長（山越 守君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第4号について採決いたします。

議員提出議案第4号、牛久市議会議員政治倫理条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

議員提出議案第4号、牛久市議会議員政治倫理条例について、議長は否決と裁決いたします。よって、議員提出議案第4号は否決されました。

これより、議員提出議案第5号について採決いたします。

議員提出議案第5号、牛久市長等政治倫理条例について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 可否同数であります。よって、地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本案に対して裁決いたします。

議員提出議案第5号、牛久市長等政治倫理条例について、議長は否決と裁決いたします。よって、議員提出議案第5号は否決されました。（「議長、動議。議長、不信任提案」の声あり）

自席で述べてください。

○17番（利根川英雄君） 議長不信任決議案です。

○議長（山越 守君） それでは、所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開時刻は追ってお知らせいたします。

午後5時16分休憩

午後6時08分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま17番利根川英雄君ほか2名から、決議案第5号が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第5号を日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

この後、私は除斥されますので、議長席を副議長と交代をいたします。

追加日程第5 決議案第5号 牛久市議会議長山越守君に対する不信任決議

○副議長（市川圭一君） それでは、追加日程第5、決議案第5号を議題といたします。

それでは、地方自治法第117条の規定により、13番山越 守君に退場を命じます。

提案者に提案理由の説明を求めます。17番利根川英雄君。

〔17番利根川英雄君登壇〕

○17番（利根川英雄君） 牛久市議会議長山越 守君に対する不信任決議案。

今議会は、賛否同数による議長裁決が多数あった。特に、ひたち野うしくへの中学校問題住民説明会開催を求める請願書否決は大きな問題であるとする。地方自治法第104条において、「議長は、議会の円滑な運営のため、議場の秩序を保持し議事を整理、議会の事務を統理、議会を代表する」という重責を担っている。

しかるに、本日、牛久市議会の最終日、議員政治倫理条例及び市長等政治倫理条例が議長判断により否決となった。前議会で提案された内容に修正を加えたもので、その否決する理由が明確になっていないどころか、議会の調整役としての役割が発揮されていない。1つの議案が賛否同数ならば、議長調整し全会一致を目指さなければならないと思う。特に、議会の政治倫理条例については当然のことで、それが議長の職責であるとする。地方自治法、先ほども言いました、地方自治法第104条において、「議長は、議会の円滑な運営のため、議場の秩序を保持し議事を整理、議会の事務を統理、議会を代表する」という重責を担っている。

さらに、再録とはなりますが、同君は、平成24年9月25日、第3回牛久市議会定例会の最終日に、突

然、副議長の辞職願を提出したが、反対多数により辞職が否決された。このとき、新聞等のインタビューに対して「議会の議決なので厳粛に受けとめる」旨を公言した。

にもかかわらず、わずか10日後に副議長の辞職願を再提出した。このような言行不一致は公人として極めて非常識かつ無責任であり、議会の議決の意義を軽視する態度として容認することはできない。この再提出は、「議会の閉会中は議長の許可により副議長職を辞職することができる」という地方自治法第108条の規定に基づいて行われ、一身上の都合を理由としている。

しかしながら、同条の趣旨は、副議長の辞職願の提出に関して、病気やけが等の事故あるいは司法警察職員等による身柄の拘束など、その職責を果たすことが不可能な緊急事態を想定していると捉えるのが常識的かつ一般的である。したがって「単なる一身上の都合」は、同条に基づき辞職願を提出する事由には該当しないと判断できる。

以上の理由から、同君は牛久市議会議長としては不適任であり、不信任決議案を提出するものです。議員各位の御賛同を心からお願いをいたしまして、提案理由の説明といたします。

○副議長（市川圭一君） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより決議案第5号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（市川圭一君） 以上で決議案第5号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております決議案第5号については、会議規則第37条第3項の規定により、常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、決議案第5号については常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（市川圭一君） ほかに討論ありませんか。20番中根利兵衛君。

〔20番中根利兵衛君登壇〕

○20番（中根利兵衛君） ただいまの不信任決議案に反対の立場から討論を行います。

今議会において、賛否同数による議長の裁決がありましたが、議長は円滑な運営のための裁決であったとどのように考えます。よって、この不信任決議に反対するものであります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げまして、反対討論といたします。

○副議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（市川圭一君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、決議案第5号について採決いたします。

決議案第5号、牛久市議会議長山越 守君に対する不信任決議について、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

山越 守君の入場を許可します。

議長席を山越 守議長と交代いたします。ありがとうございました。

○副議長（市川圭一君） それでは、自席にて暫時休憩といたします。

午後6時17分休憩

午後6時19分開議

○副議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開会いたします。

改めまして、議長席を山越 守議長と交代いたします。

○議長（山越 守君） 次に、日程第41、選挙第1号、牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

選挙第1号 牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○議長（山越 守君） 本件につきましては、2月2日付、牛久市選挙管理委員会委員長から議長宛て選挙管理委員会委員及び補充員の任期は、平成27年3月31日をもって満了となる旨、地方自治法第182条第8項の規定により通知がありましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙を行うものであります。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦に

よりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

続けてお諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名をすることにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。牛久市選挙管理委員会委員、並びに同じく補充員を議長において指名することに決定いたしました。

牛久市選挙管理委員会委員に、寺田博司君、長岡利光君、大野光雄君、日下部守昭君、同じく補充員に、第1位、出山美和君、第2位、高橋三男君、第3位、沼尻正人君、第4位、飯村典子君を、それぞれ指名いたしたいと思えます。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました諸君を牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と決めることに御異議ありませんか。

〔異議あり〕と呼ぶ者あり

○議長（山越 守君） 21番石原幸雄君。

○21番（石原幸雄君） 異議があります。

○議長（山越 守君） 自席で暫時休憩。改めまして、暫時休憩いたします。

午後6時24分休憩

午後6時28分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

御異議がありますので、起立により採決をいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人として承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立多数であります。よって、ただいま指名いたしました諸君を牛久市選挙管理委員会委員及び補充員の当選人と定めることに決定いたしました。

ただいまの選挙結果につきましては、選挙管理委員長へ文書をもって報告することといたします。

次に、日程第42、議会改革特別委員会報告についてを議題といたします。

議会改革特別委員会報告

○議長（山越 守君） 本件に関しましては、議会改革特別委員会委員長から審査経過の報告を受けました。つきましては、議会改革特別委員会委員長から審査経過の報告を求めます。板倉 宏議会改革特別委員会委員長。

〔議会改革特別委員会委員長板倉 宏君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（板倉 宏君） 議会改革特別委員会委員長報告。

議会改革特別委員会の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会は、議場改修、議会基本条例、議会事務局の体制強化、災害時行動マニュアル、議員定数と議員報酬の見直し、委員会等の視察研修、一般質問の一問一答制の導入などの調査研究を行うことを目的として、平成25年3月25日に設置されました。議長を除く21名の議員が議場改修、議会基本条例、特別課題の3つの分科会に7名ずつに分かれて議論を重ねてまいりました。

それでは、各分科会ごとの経過と結果について御報告申し上げます。

初めに、議場改修分科会では、築後40年を経過し、全体的に薄暗く、テーブルや椅子の傷みなど、老朽化が進む牛久市議会の議場の改修に特化した議論がなされました。議場改修の最大の理由は、市民に開かれた市議会を目指して、傍聴席から全議員の姿が見えるようにすること、一問一答に対応できる配置にすることです。かねてより傍聴席から議場全体が見渡せず、議員席が見えないため、採決のときに立ち上がって議員の賛否を確認する光景が散見されておりました。傍聴席から議員席が見えるようにするにはどうしたらよいかなどを中心に検討を重ねてきました。検討の中では議場改修には庁舎の躯体部分の構造上から、大規模な改修が難しいことが判明いたしました。そこで、傍聴席などに大型液晶モニターを設置するとともに、議場カメラの設備の更新をすることで解決を見出そうと検討しました。また、議員席のマイクなどの機器類、採決時の賛否が瞬時にわかる採決システムの導入などの検討も行ったほか、バリアフリー化を進め、耳の不自由な方のための機器の導入の検討も行いました。この間、一般質問の質問方式として、一問一答方式が試行的に導入されたことに伴い、これまで議長席の演壇から議員席側に向いていた質問者の位置が、議員席中央部分の最前列の机に質問席を設けるなどの変更がなされました。これら議場改修について議論を重ねた結果、採決システムの導入、大型液晶モニターの傍聴席への設置を初め、議場カメラ、椅子、床面じゅうたん、壁面の色の更新をすることなどの要望書を本分科会から議長を通し、執行部に提出しました。

次に、基本条例分科会では、議会の最高規範として議会の基本理念や基本方針など、議会に関する基本的事項を定めた議会基本条例の制定に向けた議論がなされました。地方分権による自治体の権限の拡大とともに、各地の議会で二元代表制の一翼を担う合議制の機関として改革が推し進められています。牛久市議会においても、自由闊達な議論を通してあるべき姿を希求するとともに、市民に開かれた議会、市民に身近な信

頼される議会を目指した議会基本条例の制定に向けた議論がなされました。具体的には、議会の最高規範として地方分権時代にふさわしい真の地方自治の実現を目指し、市民から信頼される議会となるよう、議会の責務、活動原則などを定めるための議論を重ねてまいりました。議会は、多様な意見を集約する合議制の機関でありながら、これまでの議会運営は、言論の府としての機能を十分に果たしていなかった。そのような思いから本分科会では、十分な議論の上に基本条例を制定するために、委員が自由闊達に意見を述べ合うところから始まりました。また、議会基本条例の特徴の一つに、市民との対話を積極的に行うことが挙げられていることからみても、多くの議会で議会報告会などが開催され、議会の審議内容の報告や市民との意見の交換が行われています。そこで、牛久市議会でも試験的な取り組みとして、議会改革の取り組み状況の説明を中心とした議会報告会を昨年7月に開催し、市民の議会に対する意見を把握することができました。これら議会基本条例について議論を重ねた結果、取りまとめた条例案の草案を4月の市議会議員改選後の新体制で再度確認することになりました。その後、パブリックコメントを実施して市民の意見を踏まえ再検討を行った後に、制定していくことになりました。

最後に、特別課題分科会では、審議内容は、災害時行動マニュアルの策定、一般質問における一問一答制の導入、議会事務局職員の増員についての検討のほか、議員定数、議員報酬、政務活動費、費用弁償の見直しなど、それぞれの課題について他の分科会と相互に連携しながら議論がなされました。災害時行動マニュアルの策定後には、本庁舎2階の給湯室から火災が発生したとの想定で避難訓練を実施しました。避難訓練では、議員が傍聴者役を演じ、傍聴者の介助や避難誘導を行い、防火扉や救助袋などの確認も行いました。その後、稲敷地方広域市町村圏事務組合消防本部の方々の御協力のもと、普通救命講習も行いました。また、一昨年の12月には、本市議会に先駆けて一問一答制を導入している守谷市議会の一般質問を傍聴した後、本市議会においても、昨年6月の定例市議会から従来の一括方式との選択制で一問一答方式が試行され、現在も継続している。一昨年には、議会事務局職員の増員を求める要望書を作成し、本分科会から議長を通じ、市執行部に提出しました。

そのほか、これまで予算・決算においては特別委員会が設置され審議を行ってきましたが、地方自治法の改正で議員の委員会の複数所属が認められるようになったことに伴い、常任委員会化の検討も行われました。検討に当たっては、ひたちなか市、鹿嶋市の視察を実施しました。これら諸課題について議論を重ねた結果、議員定数、議員報酬、費用弁償については現状維持とし、常任委員会交付金については、委員1人当たり6万円とする。また、政務活動費については本年度の実績を勘案し、牛久市特別職報酬等審議会の意見をあらかじめ聞くものとし、使途基準について明確に規定することとしました。そのほか、会派等が研修会に出席した際には報告書を作成し、議長に報告することとしました。また、議会だより編集委員会を広報常任委員会とし、予算・決算特別委員会の常任委員会化については、来期も引き続き議論を継続していくことになりました。

以上、議会改革特別委員会の委員長報告といたします。ありがとうございました。

○議長（山越 守君） 以上で、委員長の委員会報告は終わりました。

次に、日程第43、「小坂城址用地購入」に関する調査の件についてを議題といたします。



「小坂城址用地購入」に関する調査の件

○議長（山越 守君） 本件に関しましては、調査特別委員会委員長から調査結果の報告を受けました。つきましては、特別委員会委員長から調査結果の報告を求めます。利根川英雄「小坂城址用地購入」に関する調査特別委員会委員長。

〔「小坂城址用地購入」に関する調査特別委員会委員長利根川英雄君登壇〕

○「小坂城址用地購入」に関する調査特別委員会委員長（利根川英雄君） 「小坂城址用地購入」に関する調査特別委員会報告書。

本委員会に付託の事件について調査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第110条の規定により報告します。

執行部より提出された資料に基づき、参考人招致、証人尋問を行った。各参考人、証人から得られた証言に数多くの食い違いが見られた。しかし、日程の都合上、再度の証人喚問を実施することが困難なため、証言に食い違いがあったことだけ指摘をしておく。

提出書類、証人尋問などにより、以下のとおり本委員会のまとめとする。

1. 平成18年7月18日、K社より公払法に基づく土地有償譲渡届出書が提出された。内容は、小坂城址1万9,577平米をS社に500万円で譲渡予定価格が提示をされた。

2. 証言及び提出書類によれば、市長に報告後、担当課では市・県の計画をもとに、購入しない旨の進達を同年7月21日付、茨城県知事へ提出。

3. 同年7月24日、朝の会で市長より、「市内城址に売却の話が出ている。牛久岡見、小坂城址を文化財に指定し、整備計画を持った上で買収を検討せよ。文化財保護審議会に諮り、地権者の意向を確認し保存すること。」と指示あり。

4つ目に、同年7月26日、文化財保護検討委員会で、事務局より前項の指示を報告、了承される。

5. 同年8月25日、文化財保護検討委員会において、事務局より地権者は文化財保護申請をする予定と報告。同議事録と事務局証言、地権者はM氏とのこと。M氏は記憶にないと証言。M氏は、用地は資材置き場として購入したもので、文化財が、埋蔵文化財があるというのは、用地購入後に知ったと証言。

調査特別委員会では、小坂城址用地購入の経緯について、意図的な流れがあったのではないかと調査を進めたところ、各参考人、証人の発言に食い違いが多く見られたが、日程の都合上、これ以上の新たな進展は

望めないと判断した。

平成27年3月23日。

以上です。

○議長（山越 守君） 以上で、委員長の調査結果の報告は終わりました。（「議長、修正動議」の声あり）
暫時休憩いたします。

午後6時45分休憩

午後6時56分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市川議員、自席で結構ですので、簡潔に内容を。（「議長、認められないよ」の声あり）開会中であります。
（「休憩動議」の声あり）再開いたします。（「議長、休憩動議。休憩動議が優先でしょうよ」の声あり）
暫時休憩。

午後6時57分休憩

午後7時01分開議

○議長（山越 守君） 再開いたします。

傍聴席はお静かに願います。

市川議員、内容を説明願います。（「議長、休憩動議、休憩」の声あり）
休憩いたします。

午後7時02分休憩

午後7時04分開議

○議長（山越 守君） 再開いたします。

内容を説明してください。（「休憩動議」の声あり）

休憩いたします。

午後7時04分休憩

午後7時08分開議

○議長（山越 守君） 再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。再開は7時25分。

午後7時08分休憩

午後7時32分開議

○議長（山越 守君） 再開いたします。

改めて暫時休憩をいたします。再開は8時ちょうどといたします。

午後7時32分休憩

午後8時05分開議

○議長（山越 守君） 再開いたします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 8時05分休憩

午後10時45分開議

○議長（山越 守君） 休憩前に引き続き会議を開きます。（「議長、動議」の声あり）

17番利根川英雄君。自席で結構ですので、簡潔に動議の内容を御説明願います。

○17番（利根川英雄君） 事件撤回請求にかかわる動議です。

平成27年3月23日、本日提出した事件は、次の理由により撤回したいので、会議規則第19条の規定により請求します。

件名は、「小坂城址用地購入」に関する調査の件。

理由は、再度の審議が必要なため。

以上です。

○議長（山越 守君） 所定の賛成者がおられますので、動議は成立いたしました。

ここで、3月23日、17番利根川英雄君から提出された「小坂城址用地購入」に関する調査の件について、本日付をもって撤回したい旨の申し出がありました。事件の撤回の件を日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。

よって、事件の撤回の件についてを日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。



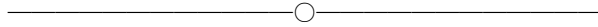
追加日程第6 事件撤回の件

○議長（山越 守君） お諮りいたします。ただいま議題となっております「小坂城址用地購入」に関する調査の件の撤回の件については、お手元に配付してあるとおり、これを承認することに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○議長（山越 守君） 御異議なしと認めます。

「小坂城址用地購入」に関する調査の件の事件撤回については、これを承認することに決定いたしました。次に、日程第44、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（山越 守君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山越 守君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成27年第1回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後10時50分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 山 越 守

副 議 長 市 川 圭 一

署名議員 柳 井 哲 也

署名議員 中 根 利 兵 衛